

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類、の見直し	「措置の内容、の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
国立大学教員等の時間内兼業の緩和	0400010	国立大学教員等が産学官連携活動のために勤務時間内兼業を行うことについて、その政策的意義、公益性等について明らかにした上で、国立大学の法人化後における服務、勤務時間管理等に係る文部科学省の方針を踏まえて、一定の基準・手続の下で実施できるようにする。(「構造改革特区推進のためのプログラム(平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定)別表2 416参照)	大学教員の時間内兼業について、「一定の基準・手続」とされている内容を、制度の実現時期と共に明確に示されたい。	国立大学教員等が産学官連携活動のために勤務時間内兼業を行うことについて、その政策的意義、公益性等について明らかにした上で、国立大学の法人化後における服務、勤務時間管理等に係る文部科学省の方針を踏まえて、例えば、学内の合議制の審査会で審査の上学長が許可するなど、一定の基準・手続の下で実施できるようにする(平成15年4月1日から実施)。	B-2						1054030	千葉市	環境リサイクル・スポーツ特区	国立大学教員等の時間内兼業の緩和
	1055050	千葉市									中心市街地活性化特区	国立大学教員等の時間内兼業の緩和		
	1313010	熊本県									環境循環型産業創出特区	国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認(国立大学の教員等による民間企業の役員等の兼業の促進(職務専念義務、勤務時間内兼業))		
兼業の申請手続きの簡素化・許可の基準の緩和	0400100	手続の迅速化については、許可権限を有する関係機関(国立大学教員等については基本的に学長)において、事務手続の合理化等適切に事務を処理していただくべきものとする。 なお、国立大学教員等が産学官連携活動のために勤務時間内兼業を行うことについて、その政策的意義、公益性等について明らかにした上で、国立大学の法人化後における服務、勤務時間管理等に係る文部科学省の方針を踏まえて、一定の基準・手続の下で実施できるようにする。(「構造改革特区推進のためのプログラム(平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定)別表2 416参照)	提案には、「特区において、事前に日時を特定して承認者の承認を得ることなく、事後の通知を可能とできないか」とあり、承認手続きの一層の簡素化について、更なる改善を検討されたい。	小浜町が提案している政策は、「国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る基準等の明確化」(構造改革特区推進のためのプログラム(平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定)別表2 416参照)により実施可能である。 なお、勤務時間内兼業は勤務時間の一部について職務専念義務を免除する措置であり、その免除する日時を特定することは必要であるが、手続の迅速化については、許可権限を有する関係機関において、事務手続の合理化等適切に事務を処理していただければ足りるものとする。	B-2				1175090	長崎県小浜町	小浜総合自然エネルギー特区	兼業の申請手続きの簡素化・許可の基準の緩和		
一般職の国家公務員の兼業の許可要件の緩和	0400030	一般職の国家公務員が公務以外の事務・事業に従事することについては、国家公務員法第104条の規定に基づく許可を要するが、兼業許可申請があった場合は、その職員が占めている官職と兼業先の事業・事務との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれなく、かつ、職務の遂行に支障がないと認められる場合は、許可することができるとされている(職員の兼業許可に関する内閣府令第1条)。	提案にある弁護士業務、公認会計士業務との兼業も現行制度において対応可能であるとのことであるが、運用改善、解釈の明確化の対応が必要ではないか。この観点から具体的に検討し、回答されたい。	現行の兼業許可基準は、特別の利害関係がないこと、職務の遂行に支障がないこと等であり、これらの要件を満たせば、弁護士・公認会計士業務についても他の兼業類型と同様に許可しうるものである。なお、先方に要望の趣旨を確認したところ、特別の利害関係がないこと、職務の遂行に支障がないこと等の兼業許可基準を、弁護士・公認会計士業務に限って特別に緩和することを要望するものではないとのこと(別紙参照)。	E						2145090	(株)東京リーガルマインド	専門資格者増員特区	一般職の国家公務員の兼業の許可要件の緩和
国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認	0400050	国立大学教員等の産学官連携活動を容易にするための措置としては、当該活動の政策的意義、公益性等について明らかにした上で、国立大学の法人化後における服務、勤務時間管理等に係る文部科学省の方針を踏まえて、一定の基準・手続の下で勤務時間内兼業を実施できるようにする。(「構造改革特区推進のためのプログラム(平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定)別表2 416参照)	自治体からの提案は、1週間40時間を下回る短時間勤務の実現であり、これについて具体的に検討し回答されたい。	東京都が提案している政策は、「国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る基準等の明確化」(構造改革特区推進のためのプログラム(平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定)別表2 416参照)により実施可能である。 なお、常勤の国家公務員について短時間勤務制を認めることは困難であるが、国立大学については、平成16年4月には非公務員型法人に移行することとされており、移行後の教員等の勤務時間の在り方等については、各大学において検討、決定されることとなる。	B-2						1378050	東京都	東京湾岸地域における経済特区	国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認
治験専門職員(CRC)のうち、任期付職員に限定して、国家公務員の定員数から除外	0400060	国立大学病院や国立病院の医師、薬剤師、看護婦等の恒常的な職に充てるべき常勤の国家公務員の定員については、行政の膨張や国民の負担を抑制する必要があることから、総定員法において最高限度を設けるなどの定員管理を行っている。今回御提案の任期付職員については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)等に基づき任期を定めて採用する職員であると考えられるが、その職員が補職される職自体は恒常的に置く必要があるものである。したがって、当該任期付職員に係る定員を管理の対象から外し、制限なく増員を可能とするような措置を講じることが、行政の膨張等につながりかねないことから、それを認めることはできない。なお、平成16年度には、国立病院等及び国立大学等の法人化が予定されており、これにより治験に従事する専門職員を含む国立病院及び国立大学病院の職員は総定員法の適用対象外となる。	提案は、治験についての我が国の体制が遅れているという認識のもとでなされたものであり、定員の内外において必要な範囲において、任期付職員として任用することについて、再度検討し、回答されたい。	既に御回答しているとおり、任期付職員が補職される職自体は恒常的に置く必要があるものであることから、当該任期付職員に係る定員を管理の対象から外し、制限なく増員が可能となるような状況にすることは、行政の膨張等につながりかねないことから、それを認めることはできない。なお、政府全体の定員の総数を上限を定める総定員法の下で、必要な分野での増員を行っており、平成15年度の定員審査においても、治験要員に係る必要な増員措置を認めることとしたところである。あつて、平成16年度には、国立病院等及び国立大学等の法人化が予定されており、これにより治験に従事する専門職員を含む国立病院及び国立大学病院の職員は総定員法の適用対象外となる。	C-1						1265010	大阪府	バイオメディカル・クラスター創成特区	治験専門職員(CRC)のうち、任期付職員に限定して、国家公務員の定員数から除外
指定統計の調査票を目的外利用することに關する制限の撤廃	0400070	・包括的な承認がなされている範囲では、個別に総務大臣に対する承認申請の手続は必要ない。 ・また、統計法15条第2項に基づく承認を受けた調査票に使用方法については、便宜上、「閲覧」「転写」「集計」の3つの分類に集約されており、複写する行為については、このうち、「転写」の概念に含まれると考える。			D-1						1333010	長野市	指定統計自由化特区	指定統計の調査票を目的外利用することに關する制限の撤廃

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
指定統計調査と市独自調査の同時実施の容認	0400080	個々の調査計画をみたと、報告者負担の軽減の観点や指定統計調査の事務遂行の観点から支障がなく、また、行政施策上独自の必要性があれば、現行制度上においても実施可能である。	同時調査の必要性等についての判断は、どのような手続きにより行われうことになるのか。地方自治体の判断が尊重されるものなのか。それによって提案内容は実現できると解してよいか。	指定統計調査と同時に市独自の統計調査を実施することについては、個別具体的な調査計画が提示されていない現時点において、提案内容が実現されることを確認することはできないが、同一客体に同一事項を調査する等の重複がないこと、報告者に極端な負担がかからないこと、指定統計調査の事務遂行に支障を生じないこと、の観点から見て問題がなければ、基本的に実施可能であると考えます。	D-1						1371030	三鷹市	まちづくり・環境共生特区	指定統計調査と市独自調査の同時実施の容認
指定統計調査の実施方法の要件緩和(株式会社等への委託の容認)	0400090	・指定統計調査の実施方法については、個々の指定統計調査ごとに、規則(調査実施省の省令)において規定されているが、統計調査に対する国民の信頼を確保し、調査の精度を確保するために、全国同一の実施方法により実施されているため、一部地域のみ別途の方法で行うことは困難である。 ・統計調査員の設置は、都道府県知事の事務であることから、市町村において統計調査員の設置の可否を独自に判断し、株式会社と契約を結ぶことはできない。	指定統計調査において、調査員が自ら対面等により行う方法以外の別途の方法で、全国一律に行うことがあるのであれば、必ずしも統計調査員に限らずとも同等の能力をもつ民間業者に委託することすることも可能ではないか。	国又は地方公共団体が、統計の真实性を確保し、統計利用者に信頼される質の高い統計を作成・提供するためには、秘密の保護等により調査の対象者の信頼・協力を得ることが不可欠である。そのため、調査員業務には守秘義務のある国家公務員又は地方公務員が携わっているところであり、指定統計調査における調査員業務を株式会社等に委託することは適当ではない。 なお、「調査員が自ら対面等により行う方法以外の別途の方法で、全国一律に行うことがあるのであれば、」としているが、対面によらない方法による調査員調査は想定できない。	C-1						1371040	三鷹市	まちづくり・環境共生特区	指定統計調査の実施方法の要件緩和(株式会社等への委託の容認)
白川「村」の名称を特区については「白川郷」を正式名称とする	0400210	普通地方公共団体は都道府県及び市町村に限られるものであり、市町村が市町村以外の名称を用いれば、混乱を生じさせるものである。なお、「白川郷」を用いて観光情報等の提供などを行うことは差し支えなく、また地方自治法第3条に定める手続に従い、「白川郷村」と改称することもできる。			C-1						1164010	白川村	白川郷文化・環境・教育特区	白川「村」の名称を特区については「白川郷」を正式名称とする。
「住居表示に関する法律」における街区方式・道路方式の他に、歴史的に形成されてきた単位である、行政区を基本とした、市町村独自の方式を容認する条項を加える	0400220	街区方式による住居表示の実施基準に従い、結合式町割形態と呼ばれる、町の境界を中心となる街区とせず、補助路線的道路により区画することによって、道路を挟んだ区域についても1つの町として住居表示を実施できる。(添付書類参照)			D-1						1009010	新潟県十日町市	住居表示十日町方式	住居表示に関する法律により、その表示方式が2種類に限定されているものの特例としての採用
廃校等の行政財産の処分制限の適用除外について	0400230	・学校の用に供していた財産は、廃校等があった場合には、これにより行政財産(「公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産」)には該当しなくなり、普通財産に分類すべきもの。 ・普通財産については、現行においても、貸付、売り払い等の処分をすることが可能(地方自治法第238条の5)			E						2151140	(株)東京リーガルマインド	次世代大学特区	行政財産の処分制限の適用除外について
											2152120	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	行政財産の処分制限の適用除外について
地方自治法の随意契約範囲の拡大	0400240	・地方公共団体の契約については、国の場合と同様、公正・機会均等の基本理念の下、経済性を確保する観点から、不特定多数人の参加を求める一般競争入札によることが原則(地方自治法第234条第2項)。 ・このような基本的考え方に基づき、随意契約については、競争入札による場合よりも経済的負担が少ない場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)など競争入札に付することが不適当・不可能な場合に限り可能。 ・御提案にあるような障害者等の自立支援については、他の政策手段により達せられるべき性格のものであり、公正・機会均等・経済性の確保を理念とする調達により対応するべき性格のものではないと考える。(随意契約ができる事由を拡大することは、公正な取引を害することとなる。) ・なお、総合規制改革会議では、国・地方公共団体の契約につき、機会確保、公平性・経済合理性の担保を図るべき旨指摘している。	随意契約ができる事由に障害者を加えても、公正・機会均等・経済性の確保の理念を失うものではなく、自治体の裁量とすべきではないか、検討し回答されたい。	国の場合と同様、公正・機会均等の基本理念の下、経済性を確保する観点から、不特定多数人の参加を求める一般競争入札によることを原則(地方自治法第234条第2項)としていることとの関係上、御提案にあるような障害者等の自立支援を図ることは、他の政策手段により達せられるべき性格のものであり、また、随意契約ができる事由を拡大することは、公正な取引を害することとなる。 ・随意契約により一般競争入札より高額で障害者から調達することは、経済効果の面で、当該障害者に補助金を支出したことを同様の効果を有するが、前記のような問題点を有するほか、議会のチェックを免脱するなど財政民主主義の点で問題が多い。 ・総合規制改革会議では、国・地方公共団体の契約につき、機会確保、公平性・経済合理性の担保を図るべき旨指摘している。 ・なお、「随意契約ができる事由に障害者を加えても公正・機会均等・経済性の確保の理念を失うものではない」との指摘は根拠のないものと考えます。	C-1		提案主体の意見では、「市場と乖離しない範囲で、小規模通所助産施設等から随意契約で物品を優先購入することにより、施設及び障害者の自立を推進することができ、施設運営費補助等も含むトータルな社会コストは縮減すると考える。」また、障害者の自立支援については「他の政策手段とは具体的にどのようなものを想定しているのかが明らかではない」とあり、これらについて検討し回答されたい。		C-1		1441020	長野県	障害者雇用促進特区	地方自治法の随意契約範囲の拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置 の分類	措置 の内容	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回 答	「措置 の分 類、の 見直し	「措置 の分 類、の 見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項 (事項名)
雨水調整池 上部空間の 多目的ホー ルの建設	0400250	提案者本人と電話にて連絡が取れないため、現在、文書により提案 内容の詳細を照会中。	特区で実現する方向で具体的に検討し、 早急に回答されたい。	・御提案の内容は、雨水調整池の上部 の空間を利用して、多目的ホールの建 設等ができるようにするべきことであ るが、地方公共団体が自ら行う場合 には、地方自治法令上は何ら制約はない。	E						2090010	個人	雨水調整池 特区	行政財産の多目的 利用
	0400260	提案者本人と電話にて連絡が取れないため、現在、文書により提案 内容の詳細を照会中。									2117010	個人	雨水調整池 特区	行政財産の多目的 利用
より効果的な 予算執行を 行うために、 歳出予算の 目節区分に よることない 一定額の範 囲内で学校 の裁量による 予算執行	0400270	・現行においても、長の判断により目節間で予算を流用して執行す ることが可能である。 ・なお、地方公共団体の予算には、住民に情報を提供し、住民の納 めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されるかを判断す る基礎となるなどの意義があることから、予算区分により、予算の性 質、用途及び種類を明らかにすること自体は必要。			D-1						1077010	多治見市	住民参加型 の教育特区	学校予算の執行 に関する会計諸 法規の弾力化
単年度収支 ではなく、い わゆる「貯 金」としての 後年度に繰り 越し	0400280	現行においても、繰越明許等の手続を経ることにより、予算を後年 度に繰り越すことができるほか、債務負担行為等の手続を経ること により、複数年度にわたって予算を支出することが可能。			D-1						1077010	多治見市	住民参加型 の教育特区	学校予算の執行 に関する会計諸 法規の弾力化
私人による介 護保険料の 収納事務の 容認	0400290	・公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確 保を期することが要求されるため、地方自治法第243条により、原則 として地方公共団体自ら公金を取り扱うこととともに、経済性 の確保等の観点から、当該公金の性格等に応じて「法律又はこれに 基づく政令に特別の定め」を設けることにより、私人に公金を取り扱 わせることができることとしている。 ・介護保険料については、その性格等に応じて、厚生労働省におけ る検討を踏まえて対応すべきもの。			D-1						1105010	大阪府羽曳 野市	介護保険料 収納円滑特 区	私人による介護 保険料の収納事 務の容認
歳入の徴収 又は収納の 委託に関す る地方自治 法施行令の 緩和	0400300	・公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確 保を期することが要求されるため、地方自治法第243条により、原則 として地方公共団体自ら公金を取り扱うこととともに、経済性 の確保等の観点から、当該公金の性格等に応じて「法律又はこれに 基づく政令に特別の定め」を設けることにより、私人に公金を取り扱 わせることができることとしている。 ・保育料等負担金及び介護保険料等保険料等の各種の公金につい ては、その性格等に応じて、厚生労働省等の関係府省における検 討を踏まえて対応すべきもの。			D-1						1359010	新座市	公共料金支 払窓口拡大 特区	歳入の徴収又は 収納の委託に関 する地方自治法 施行令の緩和
NPO等による 行政財産 の管理・運営	0400310	・「公の施設」の管理については、株式会社等の民間事業者に対し ても行わせることができるようにするため、地方自治法の改正法案 を今国会に提出する予定。 ・なお、提案にある市民活動団体については、当該団体が地方自治 法第244条の2第3項で定める「公共的団体」に該当する場合には、 現行制度の下においても、当該団体に公の施設の管理を委託する ことは可能。	貴省で検討されている改正法案に関し、 回答にある「株式会社等」の「等」とは何 か、NPO(任意団体)も含まれているも のであるか、回答されたい。	・提案にある市民活動団体については、 当該団体が地方自治法第244条の2第3 項で定める「公共的団体」に該当するこ ともあり、その場合には、現行制度の 下においても、当該団体に公の施設の管 理を委託することは可能。 ・なお、改正法案で検討している「株式 会社等」とは、株式会社も含め幅広い団 体との意味であり、市民活動団体も含む もの。	D-1						1142020	我孫子市	ボランティ ア・NPO・ 市民事業推 進特区	NPO等による行政 財産の管理・ 運営
第三セクター 以外の民間 企業による地方 公共団体の 設置する 「公の施設」 の管理	0400320	「公の施設」の管理については、株式会社等の民間事業者に対しても 行わせることができるようにするため、地方自治法の改正法案を 今国会に提出する予定。			B-2						1068010	朝霞市	民間管理委 託特区	第三セクター以 外の民間企業に よる地方公共団 体の設置する 「公の施設」の管 理

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
広域的産業創出による地域限定ではない連携が可能な社会福祉法人が管理委託できる道の駅を推進する	0400330	・社会福祉法人については、一般的には、地方自治法第244条の2第3項で定める「公共的団体」に該当し、現行制度の下においても、社会福祉法人に公の施設の管理を委託することは可能。 ・なお、「公の施設」の管理については、株式会社等の民間事業者に対しても行わせることができるようにするため、地方自治法の改正法案を今国会に提出する予定。			D-1						2162010	社会福祉法人 柚の木福祉会	道の駅特区	道の駅に関する運営主体の拡大	
第三セクター以外の民間企業による地方公共団体の設置する「公の施設」の管理	0400340	・「公の施設」の管理については、株式会社等の民間事業者に対しても行わせることができるようにするため、地方自治法の改正法案を今国会に提出する予定。 ・また、当該民間事業者による「公の施設」の使用許可については、法案の作成作業の中で検討しているところ。	提案主体の要望は、管理受託者が使用許可できるようにしたいとのことであり、具体的に検討し回答されたい。	・管理受託者による「公の施設」の使用許可については、法案の作成作業の中で現在検討しているところ。	B-2						1145010	京都府向日市	民間活力向上特区	公の施設の管理委託に関する委託事務の範囲の特例	
事務効率化及び経費節減を図るため、口座振替領収証書の発行を省略する	0400350	・一般的に、領収書とは、金銭を受け取ったしるしに渡す書類のことをいい、金銭の授受につきトラブルが生じないために発行するものであり、地方公共団体が発行する領収書についても同様。 ・口座振替の方法による歳入の納付についても、金銭の授受につきトラブルが生じないようにするためには、金銭の納付がある度に領収書を発行することが必要。 ・また、口座振替の方法により歳入の納付を行う場合には、実際の納付事務を行うのは指定金融機関等であることから、便宜上、金銭の納付がある度に指定金融機関等が領収書(口座振替領収証書)を発行することとしている。			C-1						1105020	大阪府羽曳野市	介護保険料収納円滑特区	口座振替領収証書の発行の省略	
軽自動車の継続検査用納税証明書の交付手数料の有料化	0400360	・手数料は、地方公共団体が特定の個人に対して当該事務に提供する役務に対し、その費用を賄うため又は報償として徴収しうる料金である。 ・軽自動車の継続検査用納税証明書は、税金の納付を受けたことを証するための領収書であり、税金の納付につきトラブルが生じないようにするためのものであることから、これを発行する事務は「特定の者のためにする事務」には該当しない。 ・当該地方公共団体のためにも行う事務につき、手数料を徴収できるとするのは極めて不適当。	紛失して再発行を求めるときは、「特定の個人のためにする事務」に整理することは考えられないか。	徴税確保の観点から継続検査申請の際に納税証明書を必要としているところであり、軽自動車の継続検査用納税証明書の交付はこのように当該地方公共団体のために行う事務であって、紛失による再発行の場合であっても「特定の個人のためにする事務」となるものではない。	C-1						1174020	熊本県八代市	交通・環境特区	軽自動車の継続検査用納税証明書の交付手数料の徴収	
入札資格登録の要件として製品の性能、供給能力とは関係の薄い事項を挙げず、新製品によっても入札に参加できるようにする	0400370	・現行制度上、契約の締結については、不特定多数人の参加を求める一般競争入札によることを原則としている(地方自治法第234条第2項)。 ・そして、経営の規模及び状況を要件とする入札参加資格の設定については、当該契約の内容等に応じて、地方公共団体においてできることとされており、このような入札参加資格を定めないことも可能。 ・なお、契約の適正な履行を確保する観点から、そのための手法の一つとして入札参加資格を制度上用意しておくことは必要。			D-1						2042010	谷口商会(株)	入札参加資格登録制度廃止ないし条件緩和特区	物品購入入札における参加資格登録制度の廃止ないし要件緩和	
普通財産の売払いに関する議会の議決要件の緩和	0400380	・地方自治法施行令別表第5で定める基準の該当性を判断する単位については、売却の対象となった土地の一体性を基準にして議会の議決の可否を判断すべき。 ・このように解さなかった場合には、細切れにして土地を売却することにより、先の基準を容易に潜脱することが可能となってしまう、不適当(以上、昭和55年6月18日大阪地裁判決でも同旨)。 ・なお、議会の議決については、長が議会を招集する暇がないと認めるときなどには、長の専決処分により対応することが可能(地方自治法第179条)。	自治体と議会の関係であり、自治体の自由度を広げる方向で検討されたい。	・先の回答において示した解釈は、昭和55年6月18日大阪地裁判決でも同様に示されており、これに反する解釈を示すことは不適当。	C-1						1457020	長野県	企業立地促進特区	普通財産の売払いに関する議会の議決要件の緩和	
行政書士の業務範囲の拡大	040390	弁護士法第72条が非弁護士による法律事務取扱の禁止を定めているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。 行政書士は、行政書士法において、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的として、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することなどのための専門的知識を有すると認められたことにより、資格を付与されているものである。 これら関係法律の諸規定に照らすと、行政書士業務以外の一般法律事務に関する能力的担保等の所要の措置がなされない限り、特区内のみにおいても、行政書士が業として一般法律事務に関する相談業務を行うることとは相当でない。	提案者の要望の主旨は弁護士大都市偏在による地域における法律相談の需要に対する供給のミスマッチに対し他の資格者を活用することにおいて対応することを目的とするものである。提案の主旨に鑑み、特区において実現できないか具体的に検討し、対応されたい。	行政書士が非専門分野の法律相談を業として行うためには、能力的担保等の所要の措置を講じることが必要である。所要の措置を講じないまま行政書士が非専門分野の法律相談を業として行うことは、国民に不測の損害を与えかねないことから、適当でない。 また、専門的な業務を処理するために必要な知識・能力を有する者に資格を付与するという資格制度の趣旨からも、資格の業務範囲の変更については、全国的に、資格法制全体の在り方を視野に入れて検討するべきである。 なお、法律相談等の需要での十分な対応については、現在、政府の司法制度改革の一環として検討されているものと承知している。	C-1 E							2146010	(株)東京リーガルマインド	法律相談自由化特区	行政書士の業務範囲の拡大
過疎地域において、小学校、中学校の併設についても、過疎地域自立促進特別措置法上の地方債をもってその財源とすることができるようにする	0400510	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						1075030	和泉村	過疎地域における教育、保育特区	過疎地域における学校関連施設における運営等の規制の特例及び緩和	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大(個人情報に直結しない等一般私人に委託可能な事務関連)	0400520	高度な専門的知識・判断を要しないか、通例同時に行われる複数の手続のうち一部のみを郵便局で取り扱うと利用者にとって二度手間とならないかなどの観点から、事務を所管する関係省庁の判断及び郵便局としての受託可能性について具体的に検討する必要がある。	提案された項目のうち、具体的にどういった項目に関しては、特区において行うことが可能か、具体的に検討し、回答されたい。	・ゴミ収集カレンダーの配布等、地方公共団体が住民の個人情報に直結する等の問題が生じないものであるとして一般私人に委託可能と判断できる事務については、地方公共団体と日本郵政公社の契約により同公社に事務を委託することが可能。 D - 1	D-1						1078010	多治見市	郵政官署による市町村事務受託特別区域	「郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大」
郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大(福祉関係事務、戸籍関係事務、住民基本台帳関係事務関連)	0400521			・福祉関係事務、戸籍関係事務、住民基本台帳関係事務等住民の個人情報に関わる事務については、個人情報の保護等の観点から、特区において対応することについては、慎重に検討する必要がある。 C	C-1						1078010	多治見市	郵政官署による市町村事務受託特別区域	「郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大」
補助事業のスキームに位置付けられている事業者負担(事業費の1/6)を市町村が肩代わりすることを可能にする 維持管理経費についても市町村で負担することを可能にする	0400530	「情報通信格差是正事業について(平成14年7月15日付け総行情第53号 地域情報政策室長通知)」は、本事業を実施するに当たり、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱による国庫補助に加え、所要の地方財政措置を受ける場合の留意事項を示したものであり、地方公共団体が整備する移動通信用鉄塔施設の整備及び維持管理に関して規制をかけているものではないため。			F						1425010	長野県	携帯電話特区	補助事業のスキームに位置付けられている事業者負担(事業費の1/6)を市町村が肩代わりすることを可能にする。 維持管理経費についても市町村で負担することを可能にする。
外国籍市民への参政権付与	0400540	永住外国人に対する地方参政権の付与については公明党・保守党案と民主党案の二法案が国会にて継続審議中となっている。この項目については我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であることから各党各会派の議論がなされているところであり、その審議の結果を見守る必要がある。			C-1						1297010	草加市	地域の共生特区(外国人参政権)	外国籍市民への参政権付与
土地開発公社の保有する工業団地等に関する賃貸制限の緩和	0400610	工業団地等の用に供するため事業用借地権を設定することを認める。			D-2						1003030	石川県小松市	飛行場周辺経済振興特区	土地開発公社保有地と賃貸等制限の緩和
	1325020	横浜市	交流特区	土地開発公社の保有土地の賃貸等制限の緩和										
土地開発公社の保有する土地の建売分譲の容認	0400620	土地開発公社が保有する土地についても、民間事業者が建物を建築し、分譲することは可能であり、土地開発公社が直接当該事業を実施する必要性・合理性が認められない。	提案は、「土地開発公社が分譲する住宅地には、建売分譲、定期借地権の設定が認められていないので認めてほしい」ということであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	民間事業者が実施できる事業を、土地開発公社が行うのは民業圧迫である。また、住宅等の建築に関するノウハウのない土地開発公社が住宅販売を行うことは極めて危険負担が大きい。	C-1		提案主体の意見では「土地を未利用のまま所有していれば、益々金利が高み土地開発公社の経営を圧迫することになることから、現状で処分が困難な土地は、定期借地権分譲により保証金及び地代収入により返済に充てることが可能」とあり、このような事情にある土地開発公社の土地の建売分譲について具体的に検討し、回答されたい。				1011010	群馬県	土地開発公社保有地活用特区	土地開発公社の保有する土地の建売分譲の容認
	0400630	土地開発公社の保有する土地は、金融機関等からの借入金により取得したものであり、最終的には土地の処分による借入金の返済を前提としたものである。土地の長期にわたる賃貸は、当該土地の処分の機会を逸する危険性など、土地開発公社の経営に与える影響が大きいことから認められない。なお、地方公共団体が土地開発公社より当該土地を取得し、定期借地権を設定することは可能である。	提案は、「土地開発公社が分譲する住宅地には、建売分譲、定期借地権の設定が認められていないので認めてほしい」ということであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	土地開発公社の保有する土地は、金融機関等からの借入金により取得したものであり、最終的には土地の処分による借入金の返済を前提としたものである。したがって、土地開発公社が保有する土地を50年以上の長期にわたり賃貸することは、その間の金利変動に対応できない。当該土地の処分の機会を逸するなど危険性が極めて大きく、土地開発公社の経営に多大な影響を与えるおそれがあることから、定期借地権の設定は認められない。	C-1		賃貸借契約締結時に賃借人から受け取る保証金は、原則として、賃貸借契約の終了時に賃借人に返還されるものであることから、最終的には、土地開発公社の借入金の返済に充てることができない。また、提案主体の意見では、借地料収入により借入金の元金返済が可能とあるが、現在の借地料の動向に鑑みれば、借地料収入で元金返済が可能との主張には疑問を抱かざるを得ない。更に、「土地開発公社が、建売分譲できれば、建物の建築費用等を工夫することにより、土地の簿価の顕在化を防ぎ、上下一体で妥当な分譲価格の設定が可能」とあるが、もしこの論理に妥当性があるとするれば、民間事業者が建物を建築しても同様の効果が得られるはずである。なお、土地造成事業における完成土地の簿価が時価と著しく異なり、均衡を回復する見込みがない場合は、時価をもって評価額とすべきである。		C-1	1011010	群馬県	土地開発公社保有地活用特区	土地開発公社の保有する土地への定期借地権設定の容認	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
土地開発公社の保有する公共用地の賃貸の容認	0400640	土地開発公社は、公有地の拡大のため「地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと」(公有地の拡大の推進に関する法律第1条)を目的として創設されたものである。公有地となるべき土地として地方公共団体の依頼により取得されたものについては、依頼元団体が速やかに再取得すべきである。	現下の厳しい地方財政の状況を鑑みて、地方公共団体が直ちに設立団体が買い戻すことが財政的に困難であることから提案されているものであり、具体的に検討し回答されたい。	土地開発公社は公有地の拡大のため「地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと」(公有地の拡大の推進に関する法律第1条)を目的として創設されたものである。公共用地の「先行取得」である以上、土地開発公社が取得した公共用地は、依頼元である地方公共団体が再取得し、土地開発公社が資金回収することをその本質としている。土地開発公社の設立団体の財政状況が悪く、再取得の財源が確保できないことを理由として、土地開発公社から民間事業者に賃貸させるべきとの主張は、単に、地方公共団体の財政負担の肩代わりを土地開発公社に強いるものであり、設立団体の財政の透明性の観点から問題があるほか、土地開発公社の経営の健全性を害するものである。また、公共用地として先行取得した土地が、依頼元である地方公共団体の事情により必要でなくなった場合には、当該土地は、引き続き土地開発公社によって保有されるべきものではなく、早期に処分し、資金の回収が図られるべきである。	C-1	現下の厳しい地方財政の状況を鑑みて、地方公共団体が直ちに設立団体が買い戻すことが財政的に困難であり、土地開発公社の有する土地を有効活用することが公社自身の経常収支にもプラスになり、また、自治体の施設の固定資産税等を見込むことができ、将来的な財源確保にもつながるメリットがあるものであり、具体的に検討し回答されたい。	土地開発公社は公有地の拡大のため「地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと」(公有地の拡大の推進に関する法律第1条)を目的として創設されたものであり、公共用地の「先行取得」である以上、土地開発公社が取得した公共用地は、依頼元である地方公共団体が再取得し、土地開発公社が資金回収することをその本質としていることは、前回回答したとおりである。土地開発公社の保有する公共用地を賃貸することが「公社自身の経常収支にもプラスになる」とのことであるが、この主張は、本来、取得の依頼元により再取得されるべき土地を、50年以上の長期にわたり土地開発公社に保有させ続ける趣旨であって、土地開発公社の経営の健全性を害するものであり、また、設立団体の財政の透明性を確保する観点から問題がある。	C-1			1055040	千葉市	中心市街地活性化特区	土地開発公社保有地の民間事業者への賃貸等の制限緩和
											1377010	広島市	土地開発公社所有地有効活用特区	土地開発公社の業務範囲の拡大
公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項により地方公共団体が土地開発公社に取得を委託した土地を賃貸できるようにする。	0400650	提案事項が対象とする土地の所有権は提案主体にあると考えられるため、提案主体が直接賃貸することは可能であり、当該土地に関する公有地の拡大の推進に関する法律による規制等は存在しない。	委託した土地を、県の判断により、土地開発公社が賃貸することは可能か。	公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項により地方公共団体が土地開発公社に取得を委託した土地については、土地開発公社は所有権取得に関する委託を受けたのみであって、その所有権は土地開発公社を経ることなく地方公共団体に移転している。したがって、当該土地について地方公共団体が独自に賃貸を行うことは可能であり、公有地の拡大の推進に関する法律上の規制等は存在しない。	D-1						1457030	長野県	企業立地促進特区	土地開発公社の保有地(自治体委託分)の賃貸の容認
土地開発公社経理基準要綱の適用除外	0400660	当該通知については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4の規定に基づく(技術的助言として取り扱っているところ(総行地第52号・国総国調第11号(平成13年4月24日付け総務省大臣官房総括審議官・国土交通省総合政策局長通知)により、既にその旨通知しているところ。))。したがって、提案団体の求める土地開発公社保有土地の評価に関する低価格法の適用は適当であるとは考えていないが、現状でも可能である。			D-1						1063010	奈良県香芝市	土地開発公社社会計基準の緩和および地方債制度の改正	土地開発公社社会計基準の緩和
中心市街地整備改善活性化法における中心市街地の指定について区市町村内全域を可能とすること	0400670	市区町村内全域を中心市街地に指定することは法令上可能である。			D-1						1356020	東京都中央区	商業振興特区	中心市街地の指定要件の緩和
職員住宅の構造に関し地方職員共済組合の事務取扱要領の規制の緩和	0401010	現行の地方職員共済組合の取扱要領で対応可能と承知。			D-1						1264070	宮崎県木材振興課	地域材活用活性化特区	地方職員共済組合不動産投資資金における融資条件の緩和
共済年金受給資格要件の緩和	0401020	組合員期間を有する者で、国民年金及び被用者年金各法の被保険者期間を含む組合員期間等が25年以上であれば、退職共済年金を受給することができる。			E						1434040	長野県	市民政府特区	退職年金の受給資格の緩和
地方公務員等共済組合法に規定されている「年金の担保提供」禁止規定の廃止	0401030	年金は、稼働能力の喪失に対応して生活の基本部分を支えるものである。年金受給権を担保に融資を受けた場合、その返済期間中は年金を受けることができず、老後の生活のよりどころを失い、生活の基盤が損なわれる可能性がある。このため、年金関係法に担保供与の制限が規定されているところであり、廃止することはできない。また、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行っている年金受給権を担保とした貸付は、不時の出費に備えてあくまで一時的に小口の融資を行い、高利貸の被害を防止する等の観点から創設されたものであり、事業展開に要する資金の貸付のように、幅広く、多額の融資を行う制度について、年金受給権を担保にすることを認めることは、返済のため年金を受け取れない期間が極めて長期にわたり、上記の受給権保護の考えに照らし、適当ではない。			C-1						1436010	長野県	高齢者年金活用特区	年金関係法令に規定されている「年金の担保提供」禁止規定の廃止

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置 の分類	措置 の内容	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回 答	「措置 の分類」の 見直し	「措置 の内容」の 見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項 (事項名)	
地方公務員の勤務条件の根本基準の緩和(常勤職員と同様の処遇により職員の勤務時間を短くすることを可能とする)	0401040	<p>地方公務員法では、常勤職員はもっとも一般的な勤務時間が適用される地方公務員となっており、それに比して勤務時間が下回っている者等は非常勤職員と解されている。このことから、地方自治体の提案にあるような週3日勤務などのような勤務時間により任用される者は非常勤職員に分類される(このことは勤務条件の根本基準を緩和しても変化するものではない)。</p> <p>なお、短時間勤務の非常勤職員に常勤職員と同様の処遇を付与するというについては、共済のように他の地方自治体の職員に影響を与える事項もあることから、特定の地方自治体のみを導入することはできない。</p> <p>提案主体に確認したところ、先方の要望は現行の常勤職員の勤務時間を短くした任用制度(短時間勤務職員)の創設であり、具体的には、当該団体の提案事項コード1434020における要望と同旨であることから、当該欄を参照されたい。</p>	<p>提案は、常勤職員として、短時間勤務できないかというものであり、特区において対応できないか、具体的に検討し回答されたい。</p>	<p>特区推進室の再検討要請は「常勤職員として短時間勤務できないか」とのことであるが、「常勤職員」とは文字どおり「常時勤務を要する職員」であり、それよりも短時間の勤務である以上「常時勤務を要しない」とことから「非常勤職員」である。</p> <p>また、地方自治体の提案は短時間勤務の「非常勤職員」に「常勤職員」並の処遇を付与するというものであるが、共済のように他の地方自治体の職員に影響を与える事項もあることから、特定の地方自治体のみを導入することはできない。</p> <p>地方自治体の提案は、希望する職員について、現在の給与等の処遇を変えず、身分保障をしたまま、さらに営利企業も含めて副業として兼職を自由化しようとするものであるが、このような地方公務員にのみ有利な、民間労働者にも普及していない勤務条件を導入することは住民からの批判を受けかねず、特区の目的とするところではないと考える。</p> <p>短時間勤務をはじめ、多様な勤務形態について、有識者等の意見を踏まえた検討を行い、平成15年度中には所要の措置を講じる。</p>	G B-1	—					1319030	志木市	地方自治特区	地方公務員の勤務条件の根本基準の緩和	
											1434020	長野県	市民政府特区	地方公務員の勤務条件(勤務時間)の根本基準の特例	
											1434030	長野県	市民政府特区	新たな短時間勤務制度の創設	
地方公務員の休職の特例(自主的な研修休職制度の創設)	0401050	<p>自己啓発のための休業制度の導入が公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)において検討事項とされ、地方公務員制度についても、地方公共団体の実情を十分勘案しながら、国家公務員制度の改革に準じ、所要の改革を行うこととされていることから、今後の国家公務員制度の見直しを踏まえて対応する。</p>	<p>左記の改革大綱によると国家公務員法の改正案を平成15年度中を目標に提出することとされており、こうした検討に沿って、提案内容を特区として先行的に実施できないか、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>自主的な研修休職制度のような勤務条件については、公正な処遇の観点から国等との権衡が求められていることから、公務員制度改革大綱において国家公務員制度の改革に準じて所要の改革を行うと閣議決定されたところ。</p> <p>したがって国家公務員制度の見直しを踏まえて対応することが適当である。</p>	C-2							1434050	長野県	市民政府特区	地方公務員の休職の特例

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の 分類	措置の 内容	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回 答	「措置 の分 類、の 見直し	「措置 の 内容、の 見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項 (事項名)
臨時的任用 期間の延長	0401070	臨時的任用は、正式任用の例外として、人事行政の弾力化の観点から、緊急の場合等に限って認められている制度であり、このような制度の趣旨に基づき、その任用にあたっては、競争試験等の厳格な能力実証を経ることなく、その職に必要な経験、経歴等を資格要件としているところである。このような臨時的任用の性質にかんがみ、能力主義を前提とする公務において、臨時的任用は国と同様、原則として6ヶ月以内の任用とし、人事委員会の承認等により一回に限り6ヶ月以内の更新が認められているものであり、その期間の延長には馴染まないものである。なお、自治体の要望は、1年を超えて弾力的な任用を行いたい場合があるということであるが、現行制度上、保育士、教員等の有資格者はもちろんのこと、学童保育の指導員として必要な知識や経験を有する者あるいは医師として必要な知識や経験を有する者であれば、特別職(地方公務員法第3条第3項第3号)として、必要な任期を定めて採用することで実現可能である。	提案内容は、緊急の場合に限らず、臨時的任用を行いたいとするものであり、特区において実現できないか具体的に検討し回答されたい。 また、貴省からの回答は、特別職として必要な任期を定めて任用できるとのことであるが、3年から5年を上限として、必要に応じて採用することは可能か。	臨時的任用制度の趣旨は先に回答したとおりであり、緊急の場合等に限らない任用は臨時的任用ではない。能力主義を前提とする公務において、競争試験等の厳格な能力実証を経ない臨時的任用については自ずとその期間が制限されるものであり、期間の延長には馴染まないものである。 一方、特別職については、任期の更新が可能であり、それゆえに臨時的任用が最大1年の期間に限られるものとは異なり、必要な期間にわたって採用することが可能である。	C A	—					1043010	川口市	市職員の任用についての特例	臨時的任用職員の任用期間を最長5年まで延長可能にする。また労働契約期間を最長5年まで延長可能にする。
				臨時的任用期間の延長については、特区により対応する。任用要件、更新期間、更新限度等について、制度の詳細を検討し、必要な範囲内で措置を講じる。							1319040	志木市	地方自治特区	臨時的任用条件の拡大及び期間延長
											1343010	埼玉県鴻巣市	放課後児童健全育成事業	地方公務員法第22条第5項の規定
											1374010	埼玉県春日部市	市民参加型行政運営特区	地方公務員法における臨時的任用職員の任用期間の拡大
											1400010	小田原市	医師臨床研修推進特区	地方公務員の臨時的任用期間の弾力化
(最長3年の 育休代替職 員の任用)	0401060	臨時的任用は、正式任用の例外として、人事行政の弾力化の観点から、緊急の場合等に限って認められている制度であり、このような制度の趣旨に基づき、その任用にあたっては、競争試験等の厳格な能力実証を経ることなく、その職に必要な経験、経歴等を資格要件としているところである。このような臨時的任用の性質にかんがみ、能力主義を前提とする公務において、臨時的任用は国と同様、原則として6ヶ月以内の任用とし、人事委員会の承認等により一回に限り6ヶ月以内の更新が認められているものであり、その期間の延長には馴染まないものである。なお、地方自治体の提案で理由として、育児休業の対象となる子の年齢が3歳未満とされたことを挙げているが、地方公務員の育児休業等に関する法律では、育児休業の対象となる子の年齢が3歳未満とされたことに伴い、育児休業の代替要員の確保のため、当該職員の任用の期間の限度を育児休業の請求期間(最長3年)とした任期付採用を措置したところであり、これはまさに地方自治体の提案にあるような能力のある職員を選考等により採用することができるよう設けられたものである。また、労働基準法第14条の雇用期間については、地方公務員法第22条第5項の任用の期間の限度は無関係である。	貴省からの回答は、任期付き任用で対応可能とのことであるが、提案内容は、臨時職員により長期の任用を行いたいということである。特区において対応できないか、具体的に検討し回答されたい。	臨時的任用制度の趣旨は先に回答したとおりであり、緊急の場合等に限らない任用は臨時的任用ではない。能力主義を前提とする公務において、競争試験等の厳格な能力実証を経ない臨時的任用については自ずとその期間が制限されるものであり、長期の任用には馴染まないものである。 臨時任用期間の延長については、特区により対応する。任用要件、更新期間、更新限度等について、制度の詳細を検討し、必要な範囲内で措置を講じる。 なお、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条では、育児休業に伴う代替要員の確保措置として育児休業の請求の期間を任用の期間の限度として、任期付採用(第6条第1項第1号)及び臨時的任用(第6条第1項第2号)を行うことができるよう規定されており、代替要員の確保に支障のないところである。	(A)	()					1034010	上尾市	臨時職員の長期任用特区	地方公務員法の臨時職員の任用期間の緩和
職業経験を 目的とした無 給の労務提 供による任用 の容認	0401080	一般的にインターンシップは、職業観の涵養のほか、自主性や創造性のある人材の育成等を目的に教育の一環として一時的に学生に就業体験させるものであり、本来的に目的形態も労務提供による正式任用とは異なるものである。いやしくも労働者が労働者性をもつ限り賃金の支払い義務が生じることは憲法27条及び労働法規において確立されており、仮に市が学生を「任用」して業務に就かせるとした場合、賃金の支払い義務が生じる(学生側には賃金の請求権が生じる)ものであり、市が提案する、無給を前提とした任用制度は導入できない。当該学生の任用については、例えば、地方公務員法第22条の臨時的任用職員として任用することが考えられる。インターンシップを導入するにあたり、学生を「任用」しなくても、秘密の漏えい等については大学との覚書、学生からの誓約書等により、また、被災時の損害の補償については、民間の保険制度の活用により各々対応が可能であり、既にこれらの方でインターンシップを導入している自治体もいくつかあると承知している。			C-1						1103010	津島市	学生インターンシップ特区	職業経験目的による無給の労務提供による任用の容認
地方公務員 等の営利企業 等の兼業に 関する要件 緩和	0401090	地方公務員法において定められている地方公務員の身分取扱い等に関する基本的な事項は、憲法で定められた全体の奉仕者としての公務員の地位の特殊性と職務の公共性の観点から設けられているものであり、公務の民主的かつ能率的な運営のために不可欠のものである。こうしたことから、地方公務員法第38条第1項においては、営利企業等への従事について、地方公務員の全体の奉仕者性や職務専念義務の履行の確保等に支障が生じないことを前提に、任命権者が許可する場合に限り可能としている。この場合、営利企業等への従事の形態は多様であり、職員が占めている職務と営利企業等との間に特別の利害関係がないか、職務の遂行に支障がないか等を個別の事例ごとに具体的に判断して営利企業等の従事制限の可否を決定する必要があるものであり、条例で定める場合には許可なく営利企業等への従事を可能とすると、全体の奉仕者性等の法益が担保できず不相当である。	条例において、職員が占めている職務と営利企業等との間に特別の利害関係がないか、職務の遂行に支障がないか等を個別の事例ごとに具体的に判断して営利企業等の従事制限の可否を決定する必要があるものであり、条例で定める場合には許可なく営利企業等への従事を可能とすると、全体の奉仕者性等の法益が担保できず不相当である。	国民全体の奉仕者である職員が、特定の営利企業等と特殊の関係を持つことは、公務の正常な運営を害する懸念があることから、個別具体のケースに応じ、許可制を設けることとしている。その場合、任命権者の適格な判断力により、特定の私企業の影響が公務に及ばない限りにおいて、個別具体の事例について慎重な判断を行ったうえで、禁止を解除し許可するものであるから、一定の場合許可不要として任命権者の判断を放棄することは認められない。	C-1						1319010	志木市	地方自治特区	地方公務員の営利企業等の兼業に関する要件緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
地方公務員の営利企業等の兼業に関する要件緩和	0401100	地方公務員が営利企業の役員を兼ねることや報酬を得て事業等に従事することについては、職務専念義務の免除(地方公務員法第35条)、営利企業等の従事制限の許可(地方公務員法第38条)、の規定に従って任命権者の判断により可能となるものであり、その基準等は当該団体の条例等で定めることとなっている。なお、既に同趣旨の提案は、第一次提案において現行制度で対応可能として整理されたところであり、確認されたい。	条例において、職員の占めている職務と営利企業等との間に特別の利害関係がないか、職務の遂行に支障がないかを包括的に定めることが可能ではないか、それにより個別の許可は不要となるのではないか、具体的に検討し回答されたい。	提案自治体は、再検討要請にあるような、任命権者の許可を撤廃する旨は要求していないところ。	D-1						1434010	長野県	市民政府特区	地方公務員の営利企業等の従事制限の特例
地方公務員の民間企業への出向・派遣の容認	0401110	平成14年施行の公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条により、地方公共団体が出資している民間企業のうち、その業務の公益性等一定の要件を満たすものについては職員を退職派遣することが可能となっており、当該職員に対する共済年金等の身分取扱いに不利益が生じないよう措置されている。なお、当該法律制定前には、地方公共団体からの民間企業への職員の派遣に関して複数の訴訟が提起され、厳しい判断が示される例もあったところであり、当該法律は、派遣対象の民間企業に上記の要件を課すこと等により、公益性を判断し、公務員の全体の奉仕者性(憲法第15条第2項)と民間企業の業務という相反する要素の調整を図り、職員の派遣を法令上可能としたものである。	貴省の回答では、「地方公共団体が出資している民間企業」であって、「その業務の公益性等一定の要件を満たすもの」について職員を退職派遣することが可能であるとされており、非常に限定的な場合にのみ実現されるものと考えられるが、提案主体の要望は真に満たされているのか、提案内容を実現するよう、具体的に検討し回答されたい。	業務の公益性等については、当該法人に出資し、職員を派遣する地方公共団体が判断すべき問題である。	D-1						2190070	㈱ポピンズコーポレーション	保育特区	・地方公務員の民間企業への出向・派遣の容認
裁量勤務制が適用される任期付研究員の範囲の拡大	0401120	裁量勤務制が適用される法第3条第1項第1号の規定により採用される任期付研究員(招へい型研究員)は、特定の研究分野において研究業績等により優れた研究者であると認められている者であり、裁量勤務制を適用するのに不可欠な自らの研究に関する自己管理能力を有していると考えられることから、国家公務員の任期付研究員の取扱いに準じ、特に裁量労働制を適用することができることとしたものである。 一方、法第3条第1項第2号の規定により採用される任期付研究員(若手育成型任期付研究員)は、当該者が先導的な役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の涵養を目的として採用される者であり、裁量勤務に必要な自己管理能力を有しているとは想定されないので、裁量勤務制を適用していないところである。 なお、能力開発の観点からは、任命権者の下でのフレックスタイム制による弾力的な勤務形態の方が適当である。 おいて、一般的には若手育成型任期付研究員として採用することが想定される博士課程修了者等であっても、当該者が招へい型研究員の要件を満たすような場合には、招へい型研究員として採用し、裁量勤務制を適用することも可能である。	貴省からの回答には、「当該者が招へい型研究員の要件を満たすような場合には、招へい型研究員として採用し、裁量勤務制を適用することも可能である」とあるが、招へい型研究員の場合であれば、特に採用に制限はないと解してよいか。	よい。	E						1212010	岡山県	岡山県南部地域研究開発・創業促進特区	裁量勤務が認められる任期付研究員の範囲の限定の解除
地方公共団体の任期付職員の採用に関する法律第3条の任期付採用の要件の拡大	0401130	昭和62年6月18日の最高裁判決では、「地方公務員法の下において職員の期限付任用が許されるかどうかについては、同法の目的に鑑みると、恒常的に置(必要がある官職にあてるべき常勤の職員)については、職員の身分を保障し、職員をして安心して職務に専念させ、もって公務の能率的運営に資するため、期限の定めなしに任用するのと同法の趣旨に反し、職員の任期を定めた任用は、それを必要とする特段の事由が存し、かつそれが右の趣旨に反しない限り許される」と判示されている。 地方公務員の任期付採用制度は、このような任期の定めのない採用を原則とする地方公務員法に対する特例を定めた法律であることから、その採用の要件は自ずと限定されざるをえない。 なお、このような特例を定めた地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律は、平成14年7月1日から施行され、ようやく6か月余が経過したところである。 あつて、自治体の要望にある任期を定めた職員の採用のためには、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定による採用のほか、専門的知識又は優れた識見を有する者の要件を満たさない場合であっても、非常勤職員としての採用等によっても可能である。	貴省の回答には、「特段の事由が存し、かつそれが右の趣旨に反しない限り許される」との判示が示されているが、「特段の事由」の中に地方自治体のニーズを含められないか、具体的に検討し回答されたい。	原則的な制度による採用であると特例的な制度による採用であるにかかわらず、凡そ地方公務員の採用は地方自治体のニーズに応じて行われるものであるため、単に一般的な地方自治体のニーズがあることのみをもって特例的な採用を行う理由になると解するのは困難である。 (しかしながら、常勤職員の勤務時間の短縮を可能とする特例について全国的に対応することとしており、この場合、一般職員の短時間勤務をはじめ、任期付採用の拡大等も含め、多様な勤務形態の導入を図るため、早急に有識者等の意見を踏まえた検討を行い、平成15年度中には所要の措置を講ずることとしている。)	C-1						1319020	志木市	地方自治特区	地方公共団体の一般職員の任期付採用条件の拡大
教育施設建設に関する寄附行為の緩和	0402010	地財法第27条の4は「負担を転嫁してはならない」と規定しているが、この規定は自発的な寄付金までも排除しようとするものではなく、校舎保存のために有志者から寄付を募ることは地財法上禁止されていない。	増毛町の要望は実現可能と解してよいか。	よい。	D-1						1026010	増毛町	歴史的遺産校舎保存継承特区	教育施設建設に関する寄附行為の緩和
地方財政法第4条の5の適用除外地区としての指定による、開発協力金の徴収(寄付金を強制徴収)	0402020	提案の趣旨が明確でないが、提案の趣旨が「任意の支出としての寄付金を強制徴収したい」というものであれば、自発的・任意的なものであるべき寄付金について、自発的寄附金と整理しながら、自由意思に反して強制的に徴収することは、住民(企業等)に対する地方公共団体の行動としてそもそも不適当なものであり、地域を限定するとしても、禁止を解除することは適当でない。 なお、仮に、地方財政法の禁止規定が存在しなかったとしても、自発的寄付金であるものを強制することは社会通念上許されるものではなく、また、強制的やり方(支払わないことを理由に許認可を行わない、義務があると思わせる等)によっては、個別法令や行政手続関係法令の違反に及ぶことも想定されることから、寄付金と整理する以上は、あくまでも、自発的な協力を要請するという行為の範囲内にとどめるべきである。 特区として対応不能			C-1						1357010	新座市	首都圏近郊緑地まちづくり特区	地方財政法第4条の5の適用除外地区としての指定による、開発協力金の徴収
地方財政法第4条の5の適用除外地区としての指定による、開発協力金の徴収(条例による開発協力金の支払の義務化)	0402021	提案の趣旨が「条例によって開発協力金の支払を義務化したい」というものであれば、地方財政法は、寄附金(法令上の納付義務を伴わないもの)に関して、金額を地方公共団体側が一方的に決定し、物理的又は心理的な圧力等を用いて住民(企業等)の自由意思に反して納付させるといふ「事実行為」を禁止しているものである。ここでの禁止は、あくまで「寄附金」(納付義務のないもの)に係る徴収方法の問題であり、法令上の納付義務を有するものを対象とするものではない。 つまり、提案が実現するかどうかは、納付の義務を負う課徴金(仮称)を地方公共団体が独自に条例によって創設し得るか否かという問題であり、納付義務を負わない寄附金に係る徴収のあり方を規制する地方財政法の存在の有無は、この点について影響を及ぼすものではない。(地方財政法の存在によって、そうした納付義務化が禁止されている訳ではない。) このように、地方財政法は、提案の特区内において実現しようとしている事柄を禁止しているものではない(「条例の支払い義務化」に関する「規制」は存在しない。) 事実誤認			E						1357010	新座市	首都圏近郊緑地まちづくり特区	地方財政法第4条の5の適用除外地区としての指定による、開発協力金の徴収
地方税減税分の実質的な補填措置	0402030	地方税の減免分に関する補てん措置は「従来型の財政措置」に該当する。			F						1378010	東京都	東京湾岸地域における経済特区	税優遇措置

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
地方公共団体から国、独立行政法人又は公団等に対する寄付金等の支出制限の緩和	0402040	構造改革特区第1次提案を受けて全国的に対応することとし、平成14年11月1日に政令改正を行ったところであり、改正後の地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号により対応可能となっている。			D-1						1175050	長崎県小浜町	小浜総合自然エネルギー特区	地方公共団体から国、独立行政法人又は公団等に対する寄付金等の支出制限の緩和(寄付金の許可、当事者間の協議の緩和、総務大臣への協議の緩和)
											1324080	横浜市	京浜臨海部再生特区	地方公共団体から国、独立行政法人又は公団等に対する寄付金等の支出制限の緩和
土地開発公社保有地評価損による特別損失の補てんについて特例債の発行を認め、元利償還金について交付税措置を講じる	0402050	土地開発公社保有地評価損による特別損失の補てんについて地方財政措置を講じることは、「自助と自立の精神」を生かすため講じないこととされている従来型の財政措置にあたる。			F						1063020	奈良県香芝市	土地開発公社社会計基準の緩和および地方債制度の改正	土地開発公社社会計基準の緩和
地域活性化事業債(国土保全対策事業)における「公益的機能保全のための森林の整備事業」の要件に、土地条例に基づき永久森林として協定された森林を加える	0402060	地域活性化事業債の対象を拡大するという地方財政措置を講じることは、「自助と自立の精神」を生かすため講じないこととされている従来型の財政措置にあたる。			F						1403020	掛川市	森の都特区	起債措置の対象事業要件の緩和
県が新規開業、創業者に出資を行うファンド基金造成事業に起債を許可する	0402070	基金造成のために地方財政法第5条の特例債を発行できることができることとする地方財政措置を講じることは、「自助と自立の精神」を生かすため講じないこととされている従来型の財政措置にあたる。	提案はベンチャー企業を支援するための基金を造成することを目的に、その資金調達手段として、自らの負担で起債するもので、新たに国の財政負担を求めるものではなく、一概に「自助と自立の精神」に反するものではないと思われるため、提案について検討し回答されたい。	新規開業、創業者に出資を行うファンド基金造成については、これまでも各団体ごとにそれぞれ工夫をして、一般財源により行ってきたものの。今回の要望は、これまでも各団体で工夫されてきた施策の財源充てとして地方債の特例を認めることのみであり、単なる財政上の支援措置の充実にすぎず、「知恵と工夫の競争」により立案された地域の独創的な構想であるべき特区の対象とは認められないのみならず、いわば「赤字地方債」の発行を認めることに他ならず、財政規律の観点から適当ではない。	F						1448010	長野県	市民債基金特区	地方債許可基準の緩和(県がベンチャーファンドを行う基金造成事業の起債の容認)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類、の見直し	「措置の内容、の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
都道府県及び政令指定都市以外の市町村についても宝くじを発売できることとする	0402080	宝くじは、刑法の特例として、地方財政全体の財源調達を目的に、都道府県及び政令指定都市に発売を認めており、発売団体はあらかじめ市場の調整を行い効率的な運用を行っていることから、個別の市町村に特別に発売を認めることは適当でない。 また、個別の市町村に特別に宝くじの発売を認めて財源を付与することは、従来型の財政措置に当たり、「自助と自立の精神」を生かすため構造改革特区の対象として適切ではない。 なお、毎年発売している市町村振興のための宝くじは、その収益金を市町村の振興のための財源として活用し、又は市町村に配分して、市町村の資金調達に役立てているところ。	提案は、市町村が宝くじの発売を行うことで、自ら財源を確保しようとするものであり、こうした観点から具体的に検討し回答されたい。 また、提案の中には、広域的な連携活動の一環として実施することにより、一層の地域の連携を図りたいとするものがあり、これについても、具体的に検討し回答されたい。	1 宝くじは、地方財政資金の調達のため、宝くじの収益を財源として充当する公共事業等の公益的事業をできるだけ広く一般住民に均てん化して利益が得られるようにする観点から、刑法で禁止されている富くじの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と政令指定都市にのみその発売権限を認めたいもの。 2 宝くじの発売は、昭和20年代には都道府県等が単独で行っていたが、単独では小規模な発売額から、収益が上がらない弊害等を生じ、これを打開するため、現在は都道府県・政令指定都市が広域的に組織する協議会において発売することが定着したもの。 3 市町村が単独で(若しくは一部の市町村が共同して)宝くじを発売することについては、上記の経緯も踏まえ様々な議論を経た結果、現在は、全国の都道府県・市町村が発売方法や収益金の配分について合意することによって、市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オースムジャンボ)を発売することとし、また、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定しているところ。 4 宝くじの発売が認められている趣旨そのものが、一部の市町村のみならず広く市町村にその収益が均てん化されることを前提としている。仮に一部の市町村に宝くじの発売が認められれば、当然他の市町村も発売を要望し、その結果即座に全国の市町村による宝くじ発売につながるの見込まれ、その分は既存の都道府県・政令指定都市のくじの売上げを圧迫することが見込まれる。宝くじの発売は、一部地域で発売し、一部の市町村のみが収益を上げることができることとするかどうかという問題ではなく、限られた宝くじの市場の中で都道府県と市町村間との財源配分をどのように行うかの問題で、全国的な混乱につながるおそれ強い。 5 なお、市町村が単独で宝くじの発売を行う場合には、経費が割高になることから、結果的には極めて非効率な宝くじの発売が行われることになる。	F	提案主体より「広域的連携事業の円滑な推進と住民の事業参加意識の高揚につながるものとして」と等とあり、こうした意見について検討し、回答されたい。	単独市町村、広域的連携であるに関わらず、また、宝くじを財源として充当する事業の内容如何に関わらず、前回回答した課題があるところ。 なお、広域的連携の観点では、既にふるさと市町村圏基金の設置等種々の事業により、その円滑な推進を図るとされているところ。	F			1032010	上尾市	アップーくじ特区	当せん金付証券法第4条の規制緩和
											1128010	前橋市	双翼興興推進特区	宝くじ発売団体に関する許可対象の拡大
											1257020	村上市	ふるさと振興商品券発売特区	当せん金付証券を発売することができる特定市の拡大
											1279010	足利市、佐野市、群馬県桐生市、太田市、館林市	両毛地域振興宝くじ特区	当せん金付証券の発売特定市の指定
											1371010	三鷹市	まちづくり・環境共生特区	市町村への宝くじ発行の許可
当せん金品として付与するものに地域限定の商品券を容認する	0402090	現行においても、金銭以外のもの(サッカーの観戦や観劇のチケット等)を付与している場合がある。	提案は実現可能と解してよいか。	金銭以外のものを当せん金品とすると、地方公共団体が当せん金品として取扱うことが適切なものであるか、購買者のニーズに応えるものであるか、金銭以外のものを付与することに伴うコストの増はどの程度か、等について各発売団体において検討することは必要。	E						1257010	村上市	ふるさと振興商品券発売特区	当せん金品として付与するものに商品券を容認
当せん金付証券金額の種類に1000円、2000円、3000円を追加する	0402100	宝くじは、広範な国民に気軽に購入され、健全なレジャーのひとつとして、定着しているものと見られ、ご指摘のとおり、1000円単位で購入されるケースも多く見られる一方、より少額単位で気軽に購入されるケースもあるところ。 宝くじの魅力アップを図りながら、健全な発展を図るため、国民世論や各発売団体の意見に配慮する必要がある。	自治体からの提案は、コスト軽減のために、これまでの証券金額を変更するものではなく、新たに1000円、2000円、3000円を追加したいと考えており、提案主体の意思を尊重し、特区において実現できないか、具体的に検討し回答されたい。	市町村の宝くじの発売は、一部の市町村のみならず広く市町村にその収益が均てん化されることを前提に、刑法で禁止されている富くじの例外として、認められているものであるという宝くじの趣旨等にかんがみ、全国的な混乱につながるおそれ強いことから、一部地域で発売し、一部の市町村のみが収益を上げることができることとするかどうかという問題ではなく、限られた宝くじの市場の中で都道府県と市町村間との財源配分をどのように行うかの問題であり、措置の分類を「F」としているところ。 なお、証券金額の高額化については、現行の当せん金額の最高倍率を前掲(通常のくじで10万倍上限)とすれば、当せん金額の上昇が引き上げられることになるが、当せん金額の高額化については、従来から、いたずらに射幸心を煽ることになるのではないかと意見があり、国民世論のニーズや発売団体の意向を十分に踏まえながら、慎重に検討すべき。	C-1						1257030	村上市	ふるさと振興商品券発売特区	当せん金付証券金額の種類拡大
数字選択式宝くじの当せん金品の最高額の廃止	0402110	当該最高金額にかかる規定は、国民の射幸心を過度にあり、国民生活に悪影響を及ぼすことにはないような範囲として、平成10年に議員立法により改正されたもの。 したがって、当該最高金額の引き上げについては、改正以降の世論の動向や他の類似のくじの動向等を十分見極めながら、慎重に検討すべき。	特区において要望を実現する方向で、早急に検討し回答されたい。	1 宝くじの当せん金額の高額化については、従来より、いたずらに射幸心を煽ることにはないかという議論から、これまで、国民世論のニーズや発売団体の意向を十分に踏まえながら、慎重に国会において検討され法改正が行われてきたもの、刑法の富くじの例外としての宝くじは、このような射幸心等の議論のバランスから、国会で全国的に判断されるもの。 2 また、一部団体において当せん金の最高金額を引き上げた場合において、仮に当該団体の販売額が伸びるのであれば、いずれ各団体は売上維持のため競って最高金額を引き上げざるを得ず、販売競争のためいたずらに射幸心を煽ることになるおそれがあり、1のとおり慎重な検討が必要である。	C-1	提案主体からの意見では「沖縄観光宝くじは空港などで販売するなど主に観光客を購入対象とし、旅の楽しみを演出するのが目的である。そのためくじの購入者は限定的であり、国民の射幸心を過度にあり、国民生活に悪影響を及ぼすことは無い」とのことであるが、なぜ沖縄においてのみ当選金額の高額化が射幸心をあおることにならないのか明らかではない。 前回回答したとおり、国民世論のニーズや発売団体の意見を十分に踏まえながら、国会で全国的に判断されるもの。	C-1			1292020	沖縄県	国際観光・保養特区	「沖縄観光宝くじ」の発行に係る特例措置	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
発売期間の制限の廃止	0402120	当該通知は、同時期に11回号分以上発売することはできないこととするものであり、1回号当たりの発売期間の長さを制限するものではない。	要望は制限なく実現できるものと解してよいか。	1 ロト6の発売期間については、宝くじファンの購買動向、市場規模、発売初日から時効にかかるまでの期間等を考慮して合理的期間の範囲内で設定されることが必要。 2 現在、数字選択式宝くじについては、発売団体が定める抽せん間隔により、発売期間が変動することになるが、1回号当たりの販売額が小さくなり資金条件の設定において想定された当せん本数が発生せずロト6の魅力が失われ、収益率が低下するという弊害を避けるため、全発売団体の合意により、抽せん間隔を1週間とし、さらに、制度上可能な10回号分のうち、現在は5回号分の発売が行われているところ。 3 したがって、発売団体間で協議が整えば、1週間に1回の抽せんを前提としても、発売期間を現行の2倍の期間とすることが可能である。	D-1						1292020	沖縄県	国際観光・保養特区	「沖縄観光宝くじ」の発行に係る特例措置
宝くじの収益配分方法の見直し等	0402130	宝くじの当選金品の総額は、地方公共団体が公共事業等の財源に充てるために相当額の収益金を確保し、又、宝くじの発売に要する諸経費等を勘案しつつ、宝くじが商品として魅力あるものとして必要な水準を維持する観点から、その発売総額の5割に相当する額を超えてはならないものとされている。 御提案の特例は、構造改革特区以外の全国の地方公共団体に対しても公共事業等の財源に充てるための収益金の確保に影響が生じることを前提に講じようとするものであり、特区の対象としては適当ではない。			C-1						2187020	個人	夢ポイント情報基地	宝くじの収益配分方法の見直し
											2187010	個人	夢ポイント情報基地	景品表示法第3条の撤廃

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
カジノの設置	0402140	特区において賭博に関する刑法の規制の特例を設けてカジノを実施することについては、その是非について、賛否が大きく分かれる問題であるため、十分な国民的議論が必要。			E						1042010	熱海市	熱海温泉郷観光振興特区	カジノ設置に関する刑法の改正又は特別法の整備
											1080010	鳥羽市	観光産業特区	カジノ特別法制定とゲーミングコントロール法の新設
											2013010	珠洲にラスベガスを創る研究会	能登国際観光カジノ産業特区	カジノに係る賭博関係規則の適用除外又は特別法の整備
											1042020	熱海市	熱海温泉郷観光振興特区	カジノ運営に関する風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の改正
											2013020	珠洲にラスベガスを創る研究会	能登国際観光カジノ産業特区	カジノに係る現金、商品等の提供規制の適用除外又は特別法の整備
											2048040	堺商工会議所	国際楽市楽座特区	カジノの合法化
											1179020	京都市	国際文化観光特区	「スポットダウンゾーニング制度」の新設と運動した、固定資産税及び相続税の評価額の引き下げのための基準見直し
業務核都市における中核的民間施設の拡大	0403020	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F					1396100	東京都多摩市	多摩センター地区経済活性化特区	業務核都市における中核的民間施設の拡大	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
中核的民間施設整備に係る税制上の特例措置の対象となる第3セクター要件の撤廃	0403030	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						1148040	八王子市	活き活き業務核賑わい特区	中核的民間施設整備に係る税制上の特例措置の対象となる第3セクター要件の撤廃
都市計画税の課税免除の権限の特例区への委譲及び特区税の創設	0403040	課税権のないものに課税免除の判断を委譲することは法制的にあり得ない。			E						1285010	千代田区	都市再生開発特区	地方税法(都市計画税)の目的の緩和
											1285020	千代田区	都市再生開発特区	都市計画法・建築基準法の目的の緩和
先行再開発地区外からの転入権利者への特別土地保有税の非課税措置の創設	0403050	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2181040	大成建設株式会社	段階型再開発特区	先行再開発地区外からの転入権利者への特別土地保有税の減免
先行再開発地区外からの転入権利者への固定資産税の減額措置の創設	0403060	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2181050	大成建設株式会社	段階型再開発特区	先行再開発地区外からの転入権利者への固定資産税の減免
就業体験法人に対する固定資産税の非課税措置の創設	0403070	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2147120	(株)東京リーガルマインド	就業体験特区	固定資産税の適用除外
株式会社営のビジネス・ハイスクールに対する固定資産税の非課税措置の創設	0403080	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2152250	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	固定資産税の適用除外
第三セクターに対する固定資産税等の非課税措置の創設	0403090	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						1402040	掛川市	満水プロジェクト特区	税制関係(免税特例)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
滞納を理由とした特別徴収義務者の指定免除	0403100	滞納を理由に指定を免除することとした場合、特別徴収義務を免れるため滞納する者が新たに生じるおそれがあること。 特別徴収の方が適正・確実な課税という点で優れており、指定の免除により所得が正確に捕捉されず、課税の不公平が生じるおそれがあること。 なお、一般的には、特別徴収の方が、個々の納税義務者に対し納税通知書の送付及び徴収、督促等を行わなければならない普通徴収よりも徴税費が軽減されると考えられる。 納税義務者の納付の便宜を損なうこととなること。また、特別徴収税額見合い分を含めた給与が支払われない場合には、納税義務者に不利益が生じること。 等の問題点もあるものの、現状の地域の問題を解決するために八代市が必要と判断し、八代市の責任において対応するとしているのであれば、当該提案について、特区として対応することとする。 なお、具体的な措置の方法については、今後検討する。	具体的な措置の内容(手当する法令を含む)と実施時期、具体的な対応策を明らかにされたい。	地方税法上、特別徴収義務者は市町村の条例で指定することとされており、給与支払者の一部について特別徴収義務者の指定を解除するためには、地方税法の特例を設けるだけでなく、八代市の税条例を改正し、その旨定めることが必要である。 総務省においては、この点を踏まえ、八代市とともに、提案を実現するためには、具体的にどのような仕組みとすればよいか検討してきた。 しかしながら、八代市においては、条例改正に当たり、特別徴収義務を履行している給与支払者に理解を得られるような仕組みを作ることができず、実施は困難との結論に至ったため、対応しないこととする。	C E						1174030	熊本県八代市	交通・環境特区	滞納の特別徴収義務者の指定解除
原動機付自転車等の標識についての規制緩和	0403110	標識については、取扱通知を逸脱しない範囲で、条例により独自の様式を規定することは可能である。	貴省からの回答にある「逸脱しない範囲」とは何か具体的に明記されたい。	取扱通知では、課税団体及び課税客体を明示するための「市町村名及び標識番号」、また、それらを分かりやすく表示するための「文字の大きさ」「車両番号の浮出し」「標識の大きさ」、課税区分を明確にするための「標識の地の色」、その他、文字の色、素材、標識を固定するネジの位置等、が規定されている。 したがって、通知を「逸脱しない範囲」については、上記規定以外のもので、例えば数字を5桁にすることや、余白部分に独自のマーク等を付することが考えられる。	D-1						1157010	館山市	原動機付自転車等ナンバー地域イメージ表示特区	原動機付自転車等の標識についての規制緩和
先行再開発地区外からの転入権利者への事業所税の非課税措置の創設	0403120	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2181030	大成建設株式会社	段階型再開発特区	先行再開発地区外からの転入権利者への事業所税の減免
事業所税の非課税措置の拡大	0403130	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						1307020	神戸市	六甲有馬観光特区	事業所税の非課税範囲の拡大
バイオ燃料と軽油の混合使用による軽油に対する混合割合に応じた軽油引取税課税	0403140	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2021030	吉田興産株式会社	バイオ・ディーゼル特区	バイオ燃料と軽油の混合使用による軽油に対する混合割合に応じた軽油引取税課税
住宅取得に対する不動産取得税の税率軽減対象の拡大	0403150	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2056030	株式会社竹中工務店	都心活性化・居住環境整備特区	住宅取得に対する不動産取得税の税率軽減対象の拡大
土地取得に対する不動産取得税の減額対象の拡大	0403160	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2056040	株式会社竹中工務店	都心活性化・居住環境整備特区	土地取得に対する不動産取得税の減額対象の拡大
先行再開発地区外からの転入権利者への不動産取得税の減免	0403170	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2181020	大成建設株式会社	段階型再開発特区	先行再開発地区外からの転入権利者への不動産取得税の減免

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
就業体験特区における就業体験法人(株式会社、有限会社、NPOなど)の道府県民税を非課税とすること	0403180	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2147080	(株)東京リーガルマインド	就業体験特区	道府県民税の適用除外
就業体験特区における就業体験法人(株式会社、有限会社、NPOなど)の市町村民税を非課税とすること	0403190	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2147090	(株)東京リーガルマインド	就業体験特区	市町村民税の適用除外
就業体験特区における就業体験法人(株式会社、有限会社、NPOなど)の法人事業税を非課税とすること	0403200	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2147100	(株)東京リーガルマインド	就業体験特区	法人事業税の適用除外
就業体験特区における就業体験法人の不動産取得税を非課税とすること	0403210	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2147110	(株)東京リーガルマインド	就業体験特区	不動産取得税の適用除外
ビジネス・ハイスクール設置特区におけるビジネス・ハイスクール(株式会社)等の法人道府県民税を非課税とすること	0403220	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2152210	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	道府県民税の適用除外
ビジネス・ハイスクール設置特区におけるビジネス・ハイスクール(株式会社)等の市町村民税を非課税とすること	0403230	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2152220	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	市町村民税の適用除外
ビジネス・ハイスクール設置特区におけるビジネス・ハイスクール(株式会社)等の法人事業税を非課税とすること	0403240	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2152230	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	法人事業税の適用除外
ビジネス・ハイスクール設置特区におけるビジネス・ハイスクール等の不動産取得税を非課税とすること	0403250	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						2152240	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	不動産取得税の適用除外

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
バイオ燃料と軽油の混合使用による軽油に対する混合割合に応じた軽油引取税課税	0403260	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						1427010	長野県	アグリ・バイオマス活用特区	バイオ燃料と軽油の混合使用による軽油に対する混合割合に応じた軽油引取税課税
廃食用油を再生した動力燃料を軽油引取税の課税対象からの除外	0403270	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						1109040	新潟県柏崎市	新エネルギー・環境特区	廃食用油を再生した動力燃料を軽油引取税の課税対象からの除外
外貿コンテナターミナル内荷役機械に対する免税軽油の適用	0403280	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						1249160	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	外貿コンテナターミナル内荷役機械に対する免税軽油の適用
民間活力を利用する租税債権の確保	0403290	地方公共団体の区域外にいる納税者に対しては、地方税法第20条の4の規定により、納税者の住所・居所・財産等の所在地の地方公共団体に徴収を囑託することができる。この場合は本税の徴収のみならず、滞納処分を含めた措置ができるものであり、郵政公社に本税のみの徴収を委託することには合理的理由がない。			C-1						1310010	埼玉県蕨市	民間活力を利用する租税債権の確保	(1)地方税法において日本郵政公社に租税債権の徴収事務を委託することができるよう緩和すること (2)私人の公金取扱い制限の撤廃(地方自治法第233条)すること (3)日本郵政公社に租税債権の徴収ができるよう措置を講ずること
企業にリースする県営産業団地に係る国有資産等所在市町村交付金の廃止	0403310	構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)において「地域の『自助と自立の精神』」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とされている。			F						1457010	長野県	企業立地促進特区	企業にリースする県営産業団地に係る国有財産等所在市町村交付金の廃止
簡易宿泊施設などにおける消防法上の規制緩和	0404010	農家民宿における消防用設備等の規制については、現行制度と同等の安全性が確保される場合には、現地の消防機関が現行の消防法令の規定にとらわれずに柔軟に対応できるよう、特区制度の開始時期に合わせその参考となる考え方を通知により示すものとしているが、本要望は住居と独立した簡易宿泊施設など農家民宿とは言えない形態であると想定されるので、認められない。	提案にあるような、山林・農地内の簡易宿泊施設についても具体的な提案があった場合には、農家民宿に準じた柔軟な対応ができないか検討されたい。	農家民宿については、現に居住等する農家(建物)を利用した宿泊形態や、既存の農家(建物)において消防用設備等の規制を遵守するための経済的負担等に鑑み、安全性が確保される場合について、農家民宿の規模、客間や廊下等の構造、前述の特性等を前提として柔軟に対応するための考え方を示すものであり、このような点から農家民宿と異なる形態等となる簡易宿泊施設については、前提が異なることから原則として認められないものである。	C-1						1405020	掛川市	スローライフ・ビレッジ掛川特区構想	市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民泊に係る消防法の緩和
農家民宿における消防法上の規制緩和	0404020	農家民宿()における消防用設備等の規制については、現行制度と同等の安全性が確保される場合には、現地の消防機関が現行の消防法令の規定にとらわれずに柔軟に対応できるよう、特区制度の開始時期に合わせその参考となる考え方を通知により示すものとする。 農家に限らず、林漁家も対象にする予定である。	貴省からの回答には「特区で対応」とあるが、提案を受けて、4月からの特区における措置にこの項目についても加えて実施するということでのよいか。	お見込みのとおり。	D-2						1262040	宮崎県	神話・伝説のふるさと特区	農林漁家民宿に対する消防法上の規制緩和
											1096010	石川県	グリーン・ツーリズム促進特区	消防法の緩和による消防用施設整備の簡素化

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
防災対象物品に対するISO基準の導入	0404030	防災性能に係るISO基準は、現在、試験方法の一部が定められているだけであり、また、当該防災性能を有しているか否かの判断基準まで定められていない。なお、試験期間も現行では2～4日であり、懸念されているような試験の遅れ等による博覧会準備の遅延等は生じないと考える。	ISO等の国際基準に基づくデータを用いた迅速な対応を図りたい。	要望元に内容を確認した結果、要望元が提案を取り下げ(平成15年2月3日)	E						2095010	財団法人2005年日本国際博覧会協会	愛・地球博外国出展促進特区	消防法第8条の3に規定する防災対象物品に係るISO基準の適用
燃料電池自動車の水素ステーション(ガス製造施設)に関する、ガソリンスタンドとの併設の容認	0404040	平成15年度に検討・検証を行い平成17年初期までには所要の安全基準を整備する予定。ただし、前提条件である、水素ステーションの高圧ガス保安法上の安全対策が予定より早期に具体化された場合は、平成15年度の検討・検証結果を踏まえ、平成15年度中に所要の措置を講ずる。			B-2						2075010	屋久島電工株式会社	クリーンエネルギー社会屋久島モデル形成特区	燃料電池自動車の水素ステーション(ガス製造施設)に関する、ガソリンスタンドとの併設の容認
製造所の保安距離の緩和	0404050	高圧ガス施設との保安距離は、危険物保安の観点から必要なものであるが、当該施設との位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には、当該離隔距離を緩和することが可能である(平成13年3月29日付消防危第40号通知)。			D-1						1273030	大分県	大分港環境・産業活性化・物流特区	危険物製造所の保安距離の緩和
屋外貯蔵タンクの保有空地の緩和	0404060	屋外貯蔵タンクの周囲に設けることとされている保有空地については、災害の拡大防止及び災害時の対応を図る上での安全性を考慮した最低限確保すべきハード基準となっている。従って、延焼拡大の防止や消火活動の担保の観点から、同等の安全性が確保されない限り、当該基準を緩和することはできない。	構造改革特別区域基本方針(1月24日閣議決定)の別表1「408 石油コンビナート等特別区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業」と同様に、安全性に関する適切な代替措置を講ずることにより特区として実現できるのではないかと、具体的に検討し回答されたい。	屋外貯蔵タンクの保有空地の幅は、火災発生時の延焼拡大の防止、消防活動及び維持管理などに使用することを目的に定められている最低限確保すべきハード基準である。なお、危険物の規制に関する規則第15条については、二以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置する場合に関して、既に基準を緩和しているのであって、当該基準をさらに緩和することは危険物保安の観点から適当ではない。	C-1					1273040	大分県	大分港環境・産業活性化・物流特区	危険物屋外貯蔵タンクの保有空地の緩和	
石油コンビナート等災害防止法による特別防災区域の指定の特例	0404070	石油等が大量に集積しているコンビナート地域で発災した場合には、甚大な災害となることから、特別防災区域として指定し、これに必要な防災組織、防災資機材等の設置により防災対策を強化している。今回の提案には、事業所における防災対策の具体的提案がなく、既存のコンビナートと同等の安全性が担保されていないため認められない。	石油コンビナート等災害防止法については、災害の発生及び拡大の防止等を行うことを目的としているが、提案にあるような製油整備がないこと、他の地区と隔離されていることといった特性に応じて、防災対策についてできるだけ事業者の負担を軽減することができないか、具体的に検討し回答されたい。	製油設備で発生する事故だけではなく、石油コンビナート等災害防止法の制定の契機となった昭和49年に発生した重油流出事故では、瀬戸内海に面する4県に被害がおよんだ事例や、昨年1月に横浜市の事業所において6時間以上燃え続けた屋外タンク火災の事例など、事故や災害は発生している。また、石油コンビナート等災害防止法は、事業所内の施設をはじめとして、特別防災区域内の防災対策を一体としてとらえた中で災害の予防、拡大防止、鎮圧に対応する自衛防災組織の設置等により防災対策を講じているものであり、他の地区への災害拡大防止という理由のみで安全対策を講じている訳ではない。よって、検討要請にある地域特性をもって防災体制を軽減する要因とはならない。	C-1						1205010	石狩湾新港管理組合	物流・エネルギー特区	石油コンビナート等災害防止法による特別防災区域の指定の特例
石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織設置の特例	0404080	自衛防災組織は、災害の発生及び拡大防止するために必要な業務を行うこととされ、特定事業所ごとに設置を義務づけている。自衛防災組織は特定事業所の防災全般にわたる業務(災害発生前の防止対策及び災害の鎮圧等)を担当することとされ、自衛防災組織を事業所内に設置する必要があることから、特定事業所の近傍において自衛防災組織を設置することは認められない。また、自衛防災組織の業務の全てを共同防災組織等の当該事業所と別の組織に行わせることはできない。	自衛防災組織と地元消防団との業務の分担は可能か。またそれによって自衛防災組織の設置による事業者の負担の軽減は可能かについて、具体的に検討し回答されたい。	消防団は市町村の消防機関であり、特定事業所の業務の分担は不可能である。	C-1						1205020	石狩湾新港管理組合	物流・エネルギー特区	石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織設置の特例
											1205030	石狩湾新港管理組合	物流・エネルギー特区	石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織設置の特例

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類、の見直し	「措置の内容、の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の都道府県等への移管	0404090	事業所の新設、変更に係る届出、確認等は、地域の消防活動の観点、防災行政上の観点から、あるいは、それぞれの石油コンビナートの状況に応じて総合的に適否を判断するために関係省庁、地方公共団体(道府県、消防本部)が災害防止等の観点に立脚して総合的にこれを行うことが必要であるため、県への移管を認めることはできない。	地域の消防活動、防災行政、石油コンビナートの状況は、都道府県で把握できると思われるが、名古屋港管理組合からの提案にあるように、さらに法令等で判断基準を示しても都道府県だけでは判断できない内容を、具体的に示されたい。	地域の消防活動、防災行政、石油コンビナートの状況については都道府県においても把握できるものである。しかし、石油コンビナート等災害防止法の趣旨から、国においては、消防法、高圧ガス保安法を所管する総務省消防庁と経済産業省が共同してレイアウト規制に係る各種事務を進め、関係省庁(警察庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)に協議を行うことで関連する法令との調整を的確に行い、また、県域を超える規模の災害対応へも配慮した中より適切かつ総合的な判断を行う必要があるため、届出は国に対して行うのが適当である。	C-1		提案主体から「コンビナート計画時から住工分離を念頭に設計されており」、また「工場内のプラント配置も十分な構内道路を有しており災害時においても適切な消防活動ができるような配置としている。」とあり、こうした地域の特性を考慮して、その実態を最もよく把握した自治体が事業所の新設等に係る事務を担うことができないか、具体的に検討し回答されたい。	石油コンビナート等災害防止法では、事業所内の施設をはじめとして特別防災区域内外の防災対策を一体としてとらえた中で災害の予防、拡大防止、鎮圧等を図るものである。また、レイアウト規制は災害時に円滑な消防活動等により被害の拡大防止を図るものであり、規制対象となる事業所のレイアウトが適正な配置となるのは当然のことであり、地域の特性とは言えない。よって、自治体がこれらを把握しているという理由で届出の事務を担うことは認められない。	C-1		1258060	名古屋港管理組合	産業ハブ特区	石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の都道府県への移管
	0404110	事業所の新設、変更に係る届出、確認等は、地域の消防活動の観点、防災行政上の観点から、あるいは、それぞれの石油コンビナートの状況に応じて総合的に適否を判断するために関係省庁、地方公共団体(道府県、消防本部)が災害防止等の観点に立脚して総合的にこれを行うことが必要であるため、市町村への移管を認めることはできない。	地域の消防活動、防災行政、石油コンビナートの状況は、市町村で把握できると思われるが、茨城県からの提案のように、さらに法令等で判断基準を示しても市町村だけでは判断できない内容を、具体的に示されたい。	地域の消防活動、防災行政、石油コンビナートの状況については市町村においても把握できるものである。しかし、石油コンビナート等災害防止法の趣旨から、国においては、消防法、高圧ガス保安法を所管する総務省消防庁と経済産業省が共同してレイアウト規制に係る各種事務を進め、関係省庁(警察庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)に協議を行うことで関連する法令との調整を的確に行い、また、県域を超える規模の災害対応へも配慮した中より適切かつ総合的な判断を行う必要があるため、届出は国に対して行うのが適当である。							1247130	茨城県	鹿島経済特区	石炭法に基づくレイアウト新設・変更許認可権の市町村長への委譲
工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し(区分、地区要件の緩和)	0404100	本提案については、全国において対応するとして別表第2に記載されている。対象となる「多品種・少量プラント等」の具体的な内容について対象が不明のため、平成15年度上期に具体的な提案がなされるならば、これをもって「施設地区の区分、地区要件」について検討し平成15年度中に実施するとしている。この多品種・小規模プラント等については、業界団体からの要望もあり、全国統一的な扱いが求められることから全国的に措置することとした。当該プラントは、その名称から様々な形態の施設が想定されるが、具体的な施設についての提案がなされていない。今後、業界団体等の意見も参考としながら、具体的な施設形態を明らかにした上で安全性が確保されることを前提とした緩和措置について検討し、全国的に措置していくこととする。			B-2						1121030	三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市港管理組合)	技術集積活用型産業再生特区	工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し(区分、地区要件の緩和)
他の防油(液)堤配管の通過制限撤廃	0404120	防油堤の基準については、防油堤内外の災害の発生・拡大防止の観点から、その危険性に鑑み、最低限必要なものであり、防油堤内の危険物配管通過を認めることはできない。	経済産業省では、保安確保採択とその有効性を立証する実証実験データ等で安全性が確保されれば特例を適用する「防油堤内外における配管設置基準変更事業」を実施することとしており、同様の措置がとれないか、具体的に検討し回答されたい。	当該基準は、防油堤の本来機能を担保すること、災害発生時の消防活動の障害とならないようにすること、及び想定していない危険物による防油堤からのあふれを防止することなどを目的に規定されている。従って、当該基準を緩和することは危険物保安の観点から適当ではない。なお、提案主体より提案のあった代替措置としての緊急遮断弁の設置は、消防活動の支障となることに対する代替措置とは考えられないこと、漏れい危険物の拡大防止という機能の確保の観点から不十分であること(迅速な異常の覚知と遮断措置の実施、停電時の機能確保等が必要)など問題が多く、代替措置として適当と判断することはできない。	C-1		提案主体からの意見では「遠隔操作による緊急遮断弁の設置等による代替措置を講じても認められないか」とあり、適切な代替措置を講ずることによって実現できるのではないか、具体的に検討し回答されたい。				1247010	茨城県	鹿島経済特区	他の防油(液)堤配管の通過制限撤廃
合同事業所内の危険物配管通過制限の撤廃	0404130	移送取扱所の配管は、その一部が一般公道や河川、海などの事業用敷地以外に設置されるものであることから、災害が発生した場合第三者に与える影響が大であり、事業所内に限り設置される一般取扱所の附属配管と比較して合理的な規制がなされているものである。従って、複数の事業所間の連絡配管でその一部が当該事業所敷地以外に設置されるものは、保安の観点から移送取扱所の対象外とすることはできない。	提案にあるように、他社敷地(100メートルを超える)を通過する配管は移送取扱所に該当してしまう場合であっても、連続する合同事業所の敷地に設置されるもので、一般公道や河川、海などの事業用敷地以外に設置されるものではないものは、一の事業所内に設置される一般取扱所の附属配管と同等の扱いとすることはできないか、具体的に検討し、回答されたい。	提案内容に関して提案主体である県及び事業所に確認したところ、新設を考えていた第三者の敷地を通過する配管については、当該長さが100m以下であり、そもそも一般取扱所として取り扱うこととしているものであったことが判明した。	E						1247020	茨城県	鹿島経済特区	合同事業所内の危険物配管通過制限の撤廃
過酸化水素(第6類酸化性液体)の保有空地の縮小	0404140	過酸化水素は、酸化危険性が一定以上のものが危険物に指定されているものであり、きわめて不安定な性格を有し実際に事故も発生している。(屋外貯蔵タンクの周囲に設けることとされている保有空地については、災害の拡大防止及び災害時の対応を図る上での安全性を考慮した最低限確保すべきハード基準となっており、当該基準を緩和することはできない。)			E						1247030	茨城県	鹿島経済特区	過酸化水素(第6類酸化性液体)の保有空地の縮小
移送取扱所に関する規制緩和(耐圧試験基準の緩和)	0404150	耐圧試験に係る基準は、液体の危険物を高圧下で取扱う移送取扱所の性質に基づき、当該配管が確実な耐圧性能を有し漏れいその他の異状がないことを、精度高く、かつ安全に確認し、移送取扱所の配管に係る基準を担保するための最低限のものであり、基準を緩和することはできない。			C-1						1247040	茨城県	鹿島経済特区	危険物移送取扱所に関する規制緩和(耐圧試験基準の緩和)
移送取扱所に関する規制緩和(配管等材料規格の緩和)	0404160	配管の材質に係る基準は、液体の危険物を高圧下で取扱う移送取扱所の性質に基づき、漏れいその他の異状が生ずることを未然に防止し、移送取扱所の配管に係る基準を担保するための最低限のものであり、基準を緩和することはできない。	貴省からの回答には、「高圧下で取り扱う移送取扱所の性質に基づき基準を緩和することはできない」とあるが、提案は、土圧等がかからず、低圧力の場合であるとの条件のもとに、配管の機能を一般取扱所並みに緩和できないかというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	配管の材料規格においては、土圧の他、配管等の内圧、地震の影響などの各種荷重によって生ずる応力に対して総合的に勘案して十分耐えうる必要がある。従って、検討すべき荷重の一つである土圧だけを考慮して一般配管用炭素鋼管へ基準を緩和することは適当ではない。なお、現状にあって移送取扱所の漏れい事故発生率は他の危険物施設のそれに比べて非常に高く、移送取扱所の漏れい事故発生率を低減させていくことが必要と考えており、そのための保安対策の見直し・充実が必要と考えているところである。	C-1						1247050	茨城県	鹿島経済特区	危険物移送取扱所に関する規制緩和(配管等材料規格の緩和)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置 の分類	措置 の内容	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回 答	「措置 の分 類、の 見直し	「措置 の 内容、の 見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項 (事項名)
20号タンクの完成検査適用除外範囲の拡大	0404170	政令第9条第1項第20号の適用除外自体が既に例外規定である。当該適用除外における、さらなる指定数量要件の緩和は、危険物保安の観点から適当でない。			C-1						1247140	茨城県	鹿島経済特区	第20号タンクの完成検査適用除外範囲の拡大
仮設実験施設における実証試験にかかる危険物仮取扱い制度の創設	0404180	消防法では特に、仮貯蔵・仮取扱いが10日以内に限って認められており、当該規定自体が既に例外規定である。10日を超えて仮貯蔵・仮取扱いを行うことは、当該取扱い行為が既に一時的利用の範疇を超えており、危険物保安上の観点から適当ではない。	「10日」を一時的利用とする理由を示されたい。また、茨城県からの提案は、実証実験のためには60程度の仮取扱いが必要としており、60日以内とできないが、具体的に検討し回答されたい。	非常時における危険物の貯蔵又は取扱いは、事故事例が多く、定常時に比べ危険性が高い。仮貯蔵又は仮取扱いは、その危険性を鑑みて本来であれば当然に市町村長等の許可を受けて行うべきところを、便宜上特別に認められるものであるから、最長で10日間とはしているが、危険物保安の観点から可能な限り短い期間であるべきと考える。なお、他の保安関係法令(高圧ガス保安法等)については、一時的な利用を認める規定は存在しない。	C-1		提案主体からの意見では、「実証試験を実施する場合において消防法の様々な規制を受けることなく最も適した形で実験が行えるよう、現行の危険物仮取扱い制度を準用することによる新たな制度の創設」とあり、これについて具体的に検討し回答されたい。	非常作業時における危険物の貯蔵又は取扱いは、事故事例が多く、定常作業時に比べ危険性が高い。仮貯蔵又は仮取扱いは、その危険性を鑑みて本来であれば当然に市町村長等の許可を受けて行うべきところを、便宜上特別に認められるものであるから、最長で10日間とはしているが、危険物保安の観点から可能な限り短い期間であるべきと考える。また、当然ながら、仮取扱いによって承認される施設の安全性についても、正規の許可手続きを経る場合と同等の安全性確保が必要とされる。なお、他の保安関係法令(高圧ガス保安法等)については、一時的な利用を認める規定は存在しない。		1247150	茨城県	鹿島経済特区	仮設実験施設における実証試験にかかる危険物仮取扱い制度の創設	
単一市域に限られていたコミュニティ放送の隣接市町村への放送エリアの拡大	0405010	コミュニティ放送の定義である放送法施行規則別表第1号(注)15において放送区域を「当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域を含む。」とした規定を受けて、電波法関係審査基準別紙2第5の4の(1)のアにおいて、コミュニティ放送局の審査の際、地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域を併せた区域とすることができると規定しており、現行の規定により対応可能である。	貴省の回答では、広域のFMコミュニティ放送は現行制度により対応可能ということであるが、「地域的一体性」とはどういった場合に該当するものであるか、明確にされたい。	コミュニティ放送については、放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示第660号)において、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること。」としている。なお、この観点から該各市町村と隣接する市町村については、「地域的一体性」があるものとしている。	D-1						1033010	上尾市	コミュニティFM広域化特区	コミュニティFMの放送エリア広域化特区
地方公共団体による5GHz帯無線アクセスシステムの設置	0405020	提案内容の無線通信については、現行規定により、地方公共団体が電気通信事業者となり、5GHz帯無線アクセスシステムの無線局免許を受けることにより対応可能。 また、計画されている伝送距離(200m四方程度)については同じく現行規定により実現可能。	提案にある事業は、特別区域基本方針別表1に示されている「406」の特例事業を用いて実現できる考えて良いか。	地方公共団体が電気通信事業者に該当しない形で行う場合については「406」で対応可能であるが、本件は、内容を確認したところ、地方公共団体が電気通信事業者として実施する事業を想定していることから、現行制度で対応可能なものである。	D-1						1054050	千葉市	環境リサイクル・スポーツ特区	無線LAN等の周波数帯域の拡大
5GHz帯無線アクセスシステムと無線LANの接続	0405140	提案内容については、5GHz帯無線アクセスシステムの端末側に自営無線LANを接続するものであり、現行規定により対応可能。			D-1						1424020	長野県	無線システム活用特区	5GHz帯無線システムを自治体が提供する場合、2.4GHz無線システム等と接続した自治体のサービス提供を認める。
5GHz帯無線アクセスシステムの電気通信事業者以外への免許	0405430	5GHz帯無線アクセスシステムについては、限られた周波数の中で広く国民がその利便を享受できるよう、電気通信事業者によるサービスを行うためのシステムとして制度化したものであるが、特区の一次提案による特例措置において、電気通信事業者のサービス提供に影響を与えない範囲で、公共施設間又は自らの構内・敷地内において通信を行う場合に電気通信事業者以外にも免許可能とすることとしている。 提案にあるような、医療法人が救急医療活動における医療画像伝送システムとして自らの構内・敷地内での通信に利用するために5GHz帯無線アクセスシステムの無線局を開設する場合については、当該特例措置により対応可能。			D-2	—					2189030	東京大学国際・産学協同研究センター (共同提案者:東京大学医学部付属病院、文京区)	遠隔医療電波特区	無線LAN等の周波数帯域の拡大(電気通信事業者以外への許可)
マイクロ波帯固定通信回線が存在する地域での5GHz帯無線アクセスシステムの免許	0405440	5GHz帯無線アクセスシステムについては、4.9-5.0GHz及び5.03-5.091GHzを使用してシステム導入が可能となっている。このうち4.9-5.0GHzについては、既存のマイクロ波帯固定局(電気通信事業者による長距離中継回線として利用)と同一周波数帯となるため、これに混信を与えないよう当該固定局の無線区間周辺では広範囲で5GHz帯無線アクセスシステムを設置することはできない。 総務省では、こうした長距離中継回線に利用されている固定局のうち4GHz帯(3.6-4.2GHz)及び5GHz帯(4.4-5.0GHz)について、新たな無線システムの需要に対応するため、これを2012年までに光ファイバ等に移行することとして周波数割当計画を変更したところであり(平成14年9月)、この中で4.9-5.0GHzについては先行的に2007年までに移行を行うこととしている。 かつ、この4.9-5.0GHzを使用する既存固定局の周波数移行を行う間、5GHz帯無線アクセスシステムの早期導入のニーズに応えるため、5.03-5.091GHz(航空機着陸システム用に国際的に共通に確保されている周波数帯)についても割り当てることとしたもの。 この5.03-5.091GHzを使用した5GHz帯無線アクセスシステムについては、隣接周波数帯となる4.9-5.0GHzに対して影響を及ぼさない無線設備を使用することにより、当該周波数帯を使用する固定局が存在している地域においてシステム設置を行うことが可能。			D-1						2189040	東京大学国際・産学協同研究センター (共同提案者:東京大学医学部付属病院、文京区)	遠隔医療電波特区	無線LAN等の周波数帯域の拡大(5GHz帯の屋外利用)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類、の見直し	「措置の内容、の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
5GHz帯無線アクセスシステムの利用の拡大	0405150	5.47-5.725GHzについては、無線LAN等の移動業務とレーダー等の無線標定業務との共用条件が明確になっていないことから、国際分配がなされていない。移動業務の分配の可能性について、2003年6月～7月に開催される世界無線通信会議(ITUが主催)において審議される予定である。我が国においては、米国と同じこの周波数帯をレーダー等重要な公共業務用の無線局が使用しており、移動業務への国内分配を行っていないが、世界無線通信会議において移動業務への分配が実現できれば、既存利用との調和を図りつつ無線LANの導入の可能性について検討を行う。	レーダー等への影響のない範囲(周波数、出力、地理的条件)において、当該周波数帯に無線LANを導入することについて、特区として先行的な取り組みとして実施できないか、具体的に検討し回答された。	レーダー等は全国で使用されており、特区での限定的な使用であっても、その影響の範囲を明示することは現時点では困難であり、世界無線通信会議の検討結果を踏まえて検討することとしたい。							1424030	長野県	無線システム活用特区	5GHz帯無線システムの周波数帯域の拡大を前倒して認める。	
	0405420	5.25-5.35GHzについては、気象レーダー等の既存無線局への影響のおそれあり、共用可能性等について十分調査する必要がある。このため、気象レーダーの周波数移行を含む技術基準の変更等を検討することとする。 5.47-5.725GHzについては、無線LAN等の移動業務とレーダー等の無線標定業務との共用条件が明確になっていないことから、国際分配がなされていない。移動業務の分配の可能性について、2003年6月～7月に開催される世界無線通信会議(ITUが主催)において審議される予定である。我が国においては、米国と同じこの周波数帯をレーダー等重要な公共業務用の無線局が使用しており、移動業務への国内分配を行っていないが、世界無線通信会議において移動業務への分配が実現できれば、既存利用との調和を図りつつ無線LANの導入の可能性について検討を行う。	レーダー等への影響のない範囲(周波数、出力、地理的条件)において、当該周波数帯に無線LANを導入することについて、特区として先行的な取り組みとして実施できないか、具体的に検討し回答された。	レーダー等は全国で使用されており、特区での限定的な使用であっても、その影響の範囲を明示することは現時点では困難であり、世界無線通信会議の検討結果を踏まえて検討することとしたい。	B-2					2189020	東京大学国際・産学協同研究センター(共同提案者:東京大学医学部付属病院、文京区)	遠隔医療電波特区	無線LAN等の周波数帯域の拡大(5GHz帯の更なる利用拡大)		
	0405450	5GHz帯無線アクセスシステムについては基地局及び陸上移動局の免許を行うものであるが、例えば、住宅や企業等において当該建物等にアンテナ・無線機器を設置し、アクセスポイント(基地局)と間の無線通信によりインターネットアクセス等を実現するFWA(固定無線アクセス)としての利用も想定したものであり、基地局・陸上移動局より、提案にあるような固定的な通信回線として使用することは可能。 5GHz帯無線アクセスシステムについては、将来的に利用できる周波数帯域を拡大していくこととしているが、現状では限られた周波数をシステム間(事業者間)で共用(5.03～5.091GHzでみると3波を共用)することにより周波数の有効利用を図るものであり、当該システムを基地局間の通信にも使用することとなる。ひとつのシステムで基地局・陸上移動局間の通信を行う周波数のほかに基地局間の通信を行うための周波数の計2波を必要とすることとなり、周波数の有効利用の面で適当でない。こうしたニーズに対応できるものとして、公的機関における自営のネットワーク構築に利用できる準ミリ波帯(18GHz付近を想定)の無線アクセスシステムを導入できる。現在、その技術的条件について検討を行っているところであり、平成15年度中に制度化することを予定している。	提案内容は、5GHz帯無線アクセスシステムの基地局間の通信を実現したいとするものであり、これについて、特区で実現できないか、具体的に検討し回答された。	5GHz帯無線アクセスシステムについては、将来的に利用できる周波数帯域を拡大していくこととしているが、現状では限られた周波数をシステム間(複数の事業者間)で同一周波数帯の波が可能な限り重ならないよう配慮しながら共用(5.03～5.091GHzでみると3波をお互いに共用)することにより周波数の有効利用を図るものであり、当該システムを基地局間の通信にも使用することとなる場合、実施主体のひとつのシステムのみで基地局・陸上移動局間の通信を行う周波数のほかに基地局間の通信を行うための周波数の計2波を必要とすることとなり、周波数の有効利用の面で適当でない。							2189050	東京大学国際・産学協同研究センター(共同提案者:東京大学医学部付属病院、文京区)	遠隔医療電波特区	無線LAN等の固定通信利用の許可(5GHz帯)	
無線LANの出力基準の緩和	0405170	2.4GHz帯を使用する無線LANシステムについては、産業界からの要望を踏まえ、情報通信審議会(諮問第2001号)「2.4GHz帯を使用する無線システムの高度化に必要な技術的条件」において、通信距離を伸ばすための方策等について検討を行った。その結果、既存無線システムへの混信を増加させないためには、混信を与える面積を従来と同程度に抑えることが必要とされ、等価等方輻射電力を増加させる場合には、空中線半値角を制限することにより面積を同程度に抑えることが適当であるとされた(情報通信審議会答申、平成13年9月25日)。この答申を基に、平成14年2月に電波関係法令の改正を行い、空中線利得を12.14dB(空中線電力は従来と同様であり、等価等方輻射電力に換算して4.16Wの出力。なお、空中線半値角の制限あり。)まで向上させた設備を無線局免許不要で使用することを可能とした。 今回の意見では、空中線電力1W、空中線利得6dB(等価等方輻射電力4W)以上を認めることを要望しているが、混信を与える面積は空中線電力の増加に従って拡大し、約4倍の混信を生じさせることになる。この場合、小さな出力で同じ周波数を使用している既存の無線LAN、RFID及びアマチュア無線に対して、従来に比べ遠距離から混信を与えることになり、オフィス、家庭での無線LAN、喫茶店、駅、ホテル等におけるホットスポットサービス、物流管理用のRFID等に大きな影響を与えることになる。したがって、このような送信出力の増加については、混信を回避する方策がある訳ではないことから、実現することは困難である。	2.4GHz帯の無線LANについて、全国一律の規制ではなく、地域の地理的・社会的状況に応じて出力等の制限値を規定することについて、特区として実現できないか、具体的に検討し回答された。	無線LANは、インターネットへのアクセス手段、地方公共団体の公共施設間の通信回線、家庭・オフィスにおけるLANの無線化等屋内外を問わず幅広い用途で使用されている。提案主体が希望する長野県内の別荘地、山岳・高原観光地において、出力を増大させた場合、当該別荘地、山岳・高原観光地及びその周辺地域における既存の無線LANの利用者に対して混信を与えるのみならず、今後無線LANの利用を希望する者に対しても混信により利用可能性を狭めることになる。このような混信を避けようとしても、これら他の無線LAN利用者も免許不要で利用できる以上、提案主体がこれらの利用者の所在を把握することはできないため、混信を与えないよう調整することは不可能である。したがって、特区において出力を増大することは困難である。								1424050	長野県	無線システム活用特区	2.4GHz帯無線システムの出力基準を緩和する。
	0405250	そもそも無線LANは数十メートル程度のエリアにおける通信を想定しているものであり、他の無線局に与える混信を抑える観点から、等価等方輻射電力に換算して4.16Wの出力(空中線利得12.14dB、空中線半値角の制限あり。)まで向上させた設備を使用可能としているが、混信を抑える手段がない状況でご要望のように30kmを超える通信を行うことは困難である。なお、山岳地帯にあっては、都市部より無線局数は少ないが、2.4GHz帯の伝搬特性から標高の高い所から低い所まで広範囲に設置される無線LANへの影響を考慮する必要がある。	2.4GHz帯の無線LANについて、全国一律の規制ではなく、地域の地理的・社会的状況に応じて出力等の制限値を規定することについて、特区として実現できないか、具体的に検討し回答された。	無線LANは、インターネットへのアクセス手段、地方公共団体の公共施設間の通信回線、家庭・オフィスにおけるLANの無線化等屋内外を問わず幅広い用途で使用されている。提案主体が希望する北アルプスの山岳地域及びその周辺地域において、30kmを超える通信距離を確保するため出力を増大させた場合、山岳地域のみならずその近隣にある地域における既存の無線LANの利用者に対して混信を与えるだけでなく、今後無線LANの利用を希望する者に対しても混信により利用可能性を狭めることになる。このような混信を避けようとしても、これら他の無線LAN利用者も免許不要で利用できる以上、提案主体がこれらの利用者の所在を把握することはできないため、混信を与えないよう調整することは不可能である。したがって、特区において出力を増大することは困難である。							2062020	槍岳観光株式会社	無線LANによる高速インターネット回線の設置	・山岳地域およびその周辺地域での無線LANの出力制限の緩和	
	0405410	2.4GHz帯を使用する無線LANシステムについては、産業界からの要望を踏まえ、情報通信審議会(諮問第2001号)「2.4GHz帯を使用する無線システムの高度化に必要な技術的条件」において、通信距離を伸ばすための方策等について検討を行った。その結果、既存無線システムへの混信を増加させないためには、混信を与える面積を従来と同程度に抑えることが必要とされ、等価等方輻射電力を増加させる場合には、空中線半値角を制限することにより面積を同程度に抑えることが適当であるとされた(情報通信審議会答申、平成13年9月25日)。この答申を基に、平成14年2月に電波関係法令の改正を行い、空中線利得を12.14dB(空中線電力は従来と同様であり、等価等方輻射電力に換算して4.16Wの出力。なお、空中線半値角の制限あり。)まで向上させた設備を無線局免許不要で使用することを可能とした。 今回の意見では、空中線電力1W、空中線利得6dB(等価等方輻射電力4W)以上を認めることを要望しているが、混信を与える面積は空中線電力の増加に従って拡大し、約4倍の混信を生じさせることになる。この場合、小さな出力で同じ周波数を使用している既存の無線LAN、RFID及びアマチュア無線に対して、従来に比べ遠距離から混信を与えることになり、オフィス、家庭での無線LAN、喫茶店、駅、ホテル等におけるホットスポットサービス、物流管理用のRFID等に大きな影響を与えることになる。したがって、このような送信出力の増加については、混信を回避する方策がある訳ではないことから、実現することは困難である。	2.4GHz帯の無線LANについて、全国一律の規制ではなく、地域の地理的・社会的状況に応じて出力等の制限値を規定することについて、特区として実現できないか、具体的に検討し回答された。	無線LANは、インターネットへのアクセス手段、地方公共団体の公共施設間の通信回線、家庭・オフィスにおけるLANの無線化等屋内外を問わず幅広い用途で使用されている。提案主体が希望する東京都文京区において、出力を増大させた場合、文京区及びその周辺地域における既存の無線LANの利用者に対して混信を与えるのみならず、今後無線LANの利用を希望する者に対しても混信により利用可能性を狭めることになる。このような混信を避けようとしても、これら他の無線LAN利用者も免許不要で利用できる以上、提案主体がこれらの利用者の所在を把握することはできないため、混信を与えないよう調整することは不可能である。したがって、特区において出力を増大することは困難である。	C-1						2189010	東京大学国際・産学協同研究センター(共同提案者:東京大学医学部付属病院、文京区)	遠隔医療電波特区	無線LANの出力基準の緩和(2.4GHz帯)	
	0405340	2.4GHz帯を使用する無線LANシステムについては、産業界からの要望を踏まえ、情報通信審議会(諮問第2001号)「2.4GHz帯を使用する無線システムの高度化に必要な技術的条件」において、通信距離を伸ばすための方策等について検討を行った。その結果、既存無線システムへの混信を増加させないためには、混信を与える面積を従来と同程度に抑えることが必要とされ、等価等方輻射電力を増加させる場合には、空中線半値角を制限することにより面積を同程度に抑えることが適当であるとされた(情報通信審議会答申、平成13年9月25日)。この答申を基に、平成14年2月に電波関係法令の改正を行い、空中線利得を12.14dB(空中線電力は従来と同様であり、等価等方輻射電力に換算して4.16Wの出力。なお、空中線半値角の制限あり。)まで向上させた設備を無線局免許不要で使用することを可能とした。 今回の意見では、空中線電力を1W、空中線利得6dB(等価等方輻射電力4W)まで認めることを要望しているが、混信を与える面積は空中線電力の増加に従って拡大し、約4倍の混信を生じさせることになる。この場合、小さな出力で同じ周波数を使用している既存の無線LANなどに対して、従来に比べ遠距離から混信を与えることになり、大きな影響を与えることになる。従って、このような送信出力の増加については、混信を回避する方策がある訳ではないことから、実現することは困難である。	2.4GHz帯の無線LANについて、全国一律の規制ではなく、地域の地理的・社会的状況に応じて出力等の制限値を規定することについて、特区として実現できないか、具体的に検討し回答された。	無線LANは、インターネットへのアクセス手段、地方公共団体の公共施設間の通信回線、家庭・オフィスにおけるLANの無線化等屋内外を問わず幅広い用途で使用されている。提案主体が希望する地方公共団体や企業が提供している無線LAN活用特区において、出力を増大させた場合、設定する特区及びその周辺地域における既存の無線LANの利用者に対して混信を与えるのみならず、今後無線LANの利用を希望する者に対しても混信により利用可能性を狭めることになる。このような混信を避けようとしても、これら他の無線LAN利用者も免許不要で利用できる以上、提案主体がこれらの利用者の所在を把握することはできないため、混信を与えないよう調整することは不可能である。したがって、特区において出力を増大することは困難である。							2142010	株式会社ネオテニー	無線LAN特区	無線LANシステムにおける出力基準の緩和	
							「キャリアセンス等の技術により、レーダーに影響を与えずに運用するための技術基準を定めることで、問題となる電波干渉を避けられるのではないか」、「高出力無線を使用する者を届出制としてある程度管理してはどうか」といった意見も踏まえ、適切な代替措置を講ずることで実現できないか、検討し回答された。								

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
2.4GHz帯無線LAN及び5GHz帯無線アクセスシステムにおけるフェーズドアレイアンテナの使用	0405180	2.4GHz帯を使用する無線LANシステムの空中線の利用条件については、空中線利得を半値角制限とともに定めているが、特段空中線の種類及びその機能に着目した規定は設けていない。したがって、空中線指向性を電氣的に変化させるフェーズドアレイアンテナについても空中線利得の条件を満たしている限り特段の問題とはならない。									1424050	長野県	無線システム活用特区	2.4GHz帯無線システムの出力基準を緩和する。
	0405350	2.4GHz帯を使用する無線LANシステムの空中線の利用条件については、空中線利得を半値角制限とともに定めているが、特段空中線の種類及びその機能に着目した規定は設けていない。したがって、空中線指向性を電氣的に変化させるフェーズドアレイアンテナについても空中線利得の条件を満たしている限り特段の問題とはならない。			D-1						2142010	株式会社ネオテニー	無線LAN特区	無線LANシステムにおける出力基準の緩和
	0405460	2.4GHz帯を使用する無線LANシステム及び5GHz帯無線アクセスシステムの空中線の利用条件については、空中線利得を半値角制限とともに定めているが、特段空中線の種類及びその機能に着目した規定は設けていない。したがって、空中線指向性を電氣的に変化させるフェーズドアレイアンテナについても空中線利得の条件を満たしている限り特段の問題とはならない。									2189050	東京大学国際・産学協同研究センター(共同提案者:東京大学医学部付属病院、文京区)	遠隔医療電波特区	無線LAN等の空中線利用条件の緩和(フェーズドアレイアンテナの利用)
ホットスポット用無線LAN機器設置技術基準の緩和	0405290	事業用電気通信設備規則第16条に適用除外規定が定められており、レストラン等のホットスポットは、同条第2項に規定されている「利用者の建築物又はこれに類するところ」に該当するため、同規則第11条(停電対策)の規定は適用されない。			D-1						2106010	沖縄電力株式会社	電波特区	ホットスポット用無線LAN機器設置技術基準の緩和
山岳部等における長距離伝送が可能で設置の容易な無線アクセスシステムの実現	0405200	提案内容の山岳部等において長距離伝送が可能で設置の容易(コスト面を含む)な無線システムについては、電波の伝搬特性から、5GHz帯を使用するよりも、既存の2.4GHz帯システムの利用の方が設置が容易であり、設置コストも小さく、現行制度で対応可能である。 なお、市町村等が公共施設を結び自営のネットワーク構築に利用できる大容量通信が可能ならびに波帯(18GHz付近を想定)の公共業務用無線アクセスシステムを導入できるよう、現在、その技術的条件について検討を行い、平成15年度中に制度化を予定しているところであり、上記山岳部・麓間の通信に、麓・市町村施設間でこれを組み合わせて活用することも可能である。	提案内容は、5GHz帯の無線ネットワークシステムを構築しようとするものであり、この場合の中継接続の実現性について、具体的に検討し、回答されたい。		D-1	5GHz帯無線アクセスシステムについては、将来的に利用できる周波数帯域を拡大していくこととしているが、現状では限られた周波数をシステム間(複数の事業者間)で同一周波数帯の波が可能な限り重ならないよう配慮しながら共用(5.03-5.091GHzのみならず波をお互いに共用)することにより周波数の有効利用を図るものであり、提案内容のように山岳部と市街地等の間で見通しの確保できること(尾根等)で利用した場合、広範囲で電波干渉が発生し、市街地等に設置されている他の5GHz帯無線アクセスシステムへ支障をきたすおそれ大きいことから、周波数の有効利用の上で適当でない。 5GHz帯無線アクセスシステムは、平成14年9月に制度化されたところであり今後導入されていくシステムであるため、提案内容のような使用については、当該システムの普及状況を踏まえた上で検討することが必要である。				1424010	長野県	無線システム活用特区	5GHz帯無線システムにおいて、長距離伝送のための中継接続を認める。	
2.4GHz帯無線LANの機器設置距離の緩和	0405160	民間標準であるARIB STD-66で定める事項については、ARIB(電波産業会)にご相談されたい。			E						1424040	長野県	無線システム活用特区	2.4GHz帯無線システムの設置において、100mW機器の設置距離を緩和する。
無線LANの拡大・強化による情報発信	0405040	要望元(白川村)に提案内容を確認した結果、要望元が提案を取り下げ。(平成15年1月20日)	提案された無線LANシステムは、既存のシステムの柔軟化ではなく、新たな無線システムとして構築しなければ実現されないものと解して良いか。	そのとおり。 なお、提案されたシステムは、無線LANシステムではない。	F						1164050	白川村	白川郷文化・環境・教育特区	無線LANの拡大・強化による情報発信を図る。
陸上移動無線局の有効期間の延長並びに有効期間満了日の弾力化	0405030	電波は限られた資源であり、その利用分野や利用技術は変化に富むものであることから、その公平かつ能率的な利用を確保するためには再配置を必要とするものであり、一定の期間に限り免許を与えるように制度化しているものである。また、現行の制度において、陸上移動業務の無線局等について一定の時期に有効期間が満了するように終期を統一している理由は、再免許に係る一括処理の利便性を考慮し、当該無線局の審査及び周波数の再配置を容易にするためである。したがって、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、提案される免許の有効期間の延長及び有効期間満了日の自由化は困難である。	無線局免許の有効期間の延長について、消防や防災等、市民生活に密接に関する公益性及び重要性の高い無線局において、その継続性や免許手続きの負担軽減を考慮し、周波数資源の有効活用の観点から、特区において実現できないか、具体的に検討し回答されたい。	無線局の有効期間については、電波の公平かつ能率的な利用を確保するための周波数の再配置を容易にするために必要な制度である。 近年、電波の利用分野や利用形態は広範化・多様化し、利用ニーズの増大や利用技術の高度化が進んでいる。このような新たなニーズに対応した新たなシステムを整備する場合には、新旧システムの入れ替えによる業務への支障を避けるため、同一周波数ではなく新たな周波数に収容することが一般的である。この場合、新たな周波数を確保することが必要となるが、周波数資源は限られていることから、他の既存システムの周波数を再配置する等、対策を講じる必要がある。このような円滑な周波数の再配置を行い利用ニーズに適した電波の有効利用を促進するため、無線局の免許には一定の有効期間を設けているものである。	C-1						1127010	前橋市	無線局再免許申請弾力化特区	陸上移動無線局の有効期間の延長並びに有効期間満了日の弾力化

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類、の見直し	「措置の内容、の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
実験無線局の開設要件の緩和	0405390	電波有効利用技術の開発推進のための環境整備を図る観点から、実験無線局に関し、電波有効利用政策研究会において検討を進め、昨年12月に報告を受けたところ。 具体的には、既存無線局への混信が発生しないことを前提として、予め地域や周波数帯域を特定し、空中線電力等を制限すること、免許期間を1年程度の短期間に限定し、かつ、停波の確実性を担保等の措置を講じた実験無線局(以下「短期実験局」という。)を設定するとともに、短期実験局について、実験用周波数の確保と免許手続きの簡素化を図る特例措置の検討が適当である旨の報告を受けたところ。 今後は、この提言を踏まえて具体化に向けて検討を進め、平成15年度(2003年度)中に結論を得た上で、所要の措置を講ずる予定。	貴省の回答では、提案主体の要望に対し、具体的にどのように対応するか(どのように実現されるのか)不明であり、この点について、実現される時期と共に、具体的に検討し回答されたい。	電波有効利用政策研究会から、短期実験局を設定するとともに、短期実験局について、実験用周波数の確保と免許手続きの簡素化を図る特例措置の検討が適当である旨報告を受けたのは先の回答のとおり。 免許手続きの簡素化について、具体的には次のとおり。 短期実験局については、他の無線局への混信を防止しつつ、予め地域や周波数帯域を特定し、空中線電力等を制限すること、免許期間を1年程度の短期間に限定し、かつ、停波の確実性を担保等の措置を前提としていることから、周波数割当可能性の審査については必要最小限とし、無線局の開設の根本的基準への合致の審査については実験目的の審査の省略、工事設計の技術基準への適合性の審査については実験者や製造メーカー等の技術的能力を担保できる場合には、落成検査の省略の可能性も含め、一層簡素化・迅速化することが適当と提言されたこと。今後は、この提言を踏まえて検討を進め、平成15年度(2003年度)中に結論を得た上で、所要の措置を講ずる予定。	B-2						2172010	個人	電波特区	実験無線局の開設要件の緩和	
	0405130	電波有効利用技術の開発推進のための環境整備を図る観点から、実験無線局に関し、電波有効利用政策研究会において検討を進め、昨年12月に報告を受けたところ。 具体的には、既存無線局への混信が発生しないことを前提として、予め地域や周波数帯域を特定し、空中線電力等を制限すること、免許期間を1年程度の短期間に限定し、かつ、停波の確実性を担保等の措置を講じた実験無線局(以下「短期実験局」という。)を設定するとともに、短期実験局について、実験用周波数の確保と免許手続きの簡素化を図る特例措置の検討が適当である旨の報告を受けたところ。 報告においては、実験者や製造メーカー等の技術的能力を担保できる場合には、落成検査の省略の可能性も含め、技術基準への適合性確認手続きを一層簡素化・迅速化することについて検討を進めることが適当である旨の提言も含まれており、今後、これらの提言を踏まえ、具体化に向けた検討を進め、平成15年度(2003年度)中に結論を得た上で、所要の措置を講ずる予定。 ただし、届出制の導入については、道路においては通常の道路交通や事故の防止を図るために信号機が不可欠であると同様に、万が一誤った電波が発射された場合、他の無線通信に対し、広範囲地域において多大な支障を及ぼす懸念があること。特に、実験局は、今までに存在しない新しい送信方式について技術的に検証する無線局でもあるので、混信を引き起こす可能性が他の無線局よりも大きいことから、総務大臣による必要最低限の事前チェックが必要。	出力、周波数帯域、周辺環境(工場、や大学の敷地内であって、外部への電波干渉による影響が小さいと考えられる場合)などについて一定の条件を設け、その条件のもとに開設する実験局である場合には届出制とすること等について、特区で実現できないか、具体的に検討し回答されたい。	電波有効利用技術の開発推進のための環境整備を図る観点から、実験無線局に関し、電波有効利用政策研究会において検討を進め、昨年12月に報告を受けたところ。 具体的には、既存無線局への混信が発生しないことを前提として、予め地域や周波数帯域を特定し、空中線電力等を制限すること、免許期間を1年程度の短期間に限定し、かつ、停波の確実性を担保等の措置を講じた実験無線局(以下「短期実験局」という。)を設定するとともに、短期実験局について、実験用周波数の確保と免許手続きの簡素化を図る特例措置の検討が適当である旨の報告を受けたのは先の回答のとおり。 免許手続きの簡素化について、具体的には次のとおり。 短期実験局については、他の無線局への混信を防止しつつ、予め地域や周波数帯域を特定し、空中線電力等を制限すること、免許期間を1年程度の短期間に限定し、かつ、停波の確実性を担保等の措置を前提としていることから、周波数割当可能性の審査については必要最小限とし、無線局の開設の根本的基準への合致の審査については実験目的の審査の省略、工事設計の技術基準への適合性の審査については実験者や製造メーカー等の技術的能力を担保できる場合には、落成検査の省略の可能性も含め、一層簡素化・迅速化することが適当と提言されたこと。今後は、この提言を踏まえて検討を進め、平成15年度(2003年度)中に結論を得た上で、所要の措置を講ずる予定。 なお、届出制とすることについては、実験局は今までに存在しない送信方式について技術的に検証する無線局でもあることから、道路においては通常の道路交通や事故の防止を図るために信号機が不可欠であると同様に、万が一誤った電波が発射された場合、他の無線通信に対し、広範囲地域において多大な支障を及ぼす懸念があるため、総務大臣による必要最低限の事前チェックが必要。	(C) B-2)						1378080	東京都	東京湾岸地域における経済特区	実験用無線局の開設要件の緩和	
	0405050	(P) 提案されている災害現場等での使用を想定したロボットの遠隔操作等への5GHz帯(5.03～5.091GHz)の使用については、5GHz帯は基本的に広帯域での通信に利用可能なものであり、その5GHz帯の広帯域特性等から、既に開発されているシステムを提案のような用途に適用した場合には不安定システムとなると考えられるもの。 また、当該周波数帯は、無線アクセスシステムの導入に対する高いニーズに応えて、固定無線通信システムの移行を図りつつ、その間、世界的に共通に確保されている周波数帯を暫定的に使用することにより無線アクセスシステムが導入可能となつていくとともに、限られた周波数を専断的に使用し、周波数の有効利用を図ることとしているものであり、電気通信事業者による無線アクセスサービスに影響を与える可能性を排除できない。 こうしたことから、提案のようなシステムを世界的にも利用可能なものとして実現するためには、既に開発されている無線システムの利用ではな(新たなシステム開発を伴うものと考えられ、そのための詳細な実験が必要となるものと考えられる。 なお、電波有効利用技術の開発推進のための環境整備を図る観点から、実験無線局に関し、電波有効利用政策研究会において検討を進め、昨年12月に報告を受けたところ。 具体的には、既存無線局への混信が発生しないことを前提として、予め地域や周波数帯域を特定し、空中線電力等を制限すること、免許期間を1年程度の短期間に限定し、かつ、停波の確実性を担保等の措置を講じた実験無線局(以下「短期実験局」という。)を設定するとともに、短期実験局について、実験用周波数の確保と免許手続きの簡素化を図る特例措置の検討が適当である旨の報告を受けたところ。 今後は、この提言を踏まえて具体化に向けて検討を進め、平成15年度(2003年度)中に結論を得た上で、所要の措置を講ずる予定。	特区で実現する方向で検討し、回答されたい。	5.03～5.091GHzの周波数帯は、世界的にも既に航空機用システムや国防用システムなどで利用されているが、我が国では現在使用していないことから、期間を定めての免許制で導入可能である。当該周波数を免許対象として認めれば、航空及び人命の安全上から保護するため、電波有効利用技術の開発推進のための環境整備を図る観点から、実験無線局に関し、電波有効利用政策研究会において検討を進め、昨年12月に報告を受けたところ。 具体的には、既存無線局への混信が発生しないことを前提として、予め地域や周波数帯域を特定し、空中線電力等を制限すること、免許期間を1年程度の短期間に限定し、かつ、停波の確実性を担保等の措置を講じた実験無線局(以下「短期実験局」という。)を設定するとともに、短期実験局について、実験用周波数の確保と免許手続きの簡素化を図る特例措置の検討が適当である旨の報告を受けたのは先の回答のとおり。 免許手続きの簡素化について、具体的には次のとおり。 短期実験局については、他の無線局への混信を防止しつつ、予め地域や周波数帯域を特定し、空中線電力等を制限すること、免許期間を1年程度の短期間に限定し、かつ、停波の確実性を担保等の措置を前提としていることから、周波数割当可能性の審査については必要最小限とし、無線局の開設の根本的基準への合致の審査については実験目的の審査の省略、工事設計の技術基準への適合性の審査については実験者や製造メーカー等の技術的能力を担保できる場合には、落成検査の省略の可能性も含め、一層簡素化・迅速化することが適当と提言されたこと。今後は、この提言を踏まえて検討を進め、平成15年度(2003年度)中に結論を得た上で、所要の措置を講ずる予定。 なお、届出制とすることについては、実験局は今までに存在しない送信方式について技術的に検証する無線局でもあることから、道路においては通常の道路交通や事故の防止を図るために信号機が不可欠であると同様に、万が一誤った電波が発射された場合、他の無線通信に対し、広範囲地域において多大な支障を及ぼす懸念があるため、総務大臣による必要最低限の事前チェックが必要。	(C) B-2)						1252020	福岡県	ロボット実証実験特区	5GHz帯無線局開設の免許不要化	
建築物の伝搬障害に係る部分の工事の制限期間の短縮	0405060	電波法上規定している期間は、土地所有者や建築主の権利を制限することを目的とするものではなく、当該期間において、民・民の当事者双方が課題解決に向けて協議を進めていくことや、当該期間後に必ず対策を講じなくてはならない免許人に、準備期間を与えることを目的とするものであり、この期間はその目的からも必要不可欠であり、短縮は難しい。 なお、当該制度については、先の総合規制改革会議の答申において「今後、都市の高度利用が更に進展する中で、重要無線通信の無線局の免許人と建築主との間の電波伝搬障害に係る協議に際しては基本的な考え方、協議からあつせんへの手続きの流れ、これら当事者相互間の情報提供の在り方等を含め協議等の手続の円滑化について検討すべき」とされていることから、平成15年度において、その方向で検討する予定。	総合規制改革会議の第2次答申において、「需要無線通信電波伝搬障害対策の見直し」については平成15年度中に結論を得ることとされており、工事の制限期間の短縮についても、その検討の方向に沿って、特区において先行的に実施することができないか、具体的に検討し、回答されたい。	「重要無線通信の無線局の免許人と建築主との間の電波伝搬障害に係る協議に際しては基本的な考え方、協議からあつせんへの手続きの流れ、これら当事者相互間の情報提供の在り方等を含め協議等の手続の円滑化について検討」することは、大規模開発に係る提案主旨も内容として含まれるものである。また、大規模開発は特区のみならず一般の都市部においても行われており、特区において工事制限期間を短縮することは、特定地域の重要無線通信の無線局免許人にのみ一方的な不利益を課すこととなることから、今回の対応を特区において先行的に実施することは適当ではない。従って、本項目については「一方の当事者である免許人側からの意見聴取も必要不可欠なものであることから、総合規制改革会議の答申内容を最大限尊重しながら検討することとしているものである。なお、提案団体の開発構想スケジュールからは、次年度の検討結果を十分反映できるものと考えられる。	C-2						1281010	大阪市	新産業創造(知的ビジネス創成・集客)特区	電波伝搬障害防止制度の緩和	
	0405070	電力線搬送通信設備の使用周波数帯の短波帯への拡大については、電力線の特性等から電波が大きく放射されることがあるため、当該周波数を主に利用している航空通信、海上通信、国際放送、アマチュア無線等の無線通信業務への影響が懸念される。 電力線搬送通信の地下階部分での規制緩和については、電波の漏えいによる影響は小さいと考えられるが、電力線自体は地下階部分のみとは限らず、地上部分にも繋がっている可能性があり、高周波電流は地上部分にも流れることから、慎重な検討が必要である。 電力線搬送通信については、漏えい電波を低減させるための実験を他の無線通信に影響を与えないで実施できるようにするため、地下階部分も含めて実験の制度化を検討しているところである。その制度化が実現できれば、地下階部分での規制緩和の可能性も含めて検討することとする。	電波の漏えいの影響を低減する措置を講ずることにより電力線通信を、特区において実現することについて具体的に検討し、回答されたい。 また、貴省の回答にある「制度化」の具体的内容、検討スケジュールを明らかにされたい。	電力線搬送通信設備の使用周波数帯を短波帯へ拡大することについては、学識経験者等から構成される研究会を開催し、その可能性について検討を行ってきた。その結果、電力線搬送通信設備や電力線の特性から電波が大きく放射されることがあり、航空通信や短波放送等の他の無線通信への影響が危惧されることから、現在の状況では周波数帯を拡大することは困難であること。電波の漏えいを大幅に低減する技術開発が必要であること等の報告を得た(2002年7月)。このため、当該報告を踏まえ、現時点では当該周波数帯の拡大は行わないこととした。 このように、現時点では、上記のような技術は確立されていないため、電力線をすべてシールドする以外に電力線からの電波の漏えいを大幅に低減することはできない。したがって、まずは技術開発を進めることが必要であり、現在、そのための実験を行うことが可能となるような制度化を検討しているところである。今後、他の通信に影響を与えずに実験を行うことが可能な条件について検討を行い、平成15年度中に結論を得る。	C-1	提案主体より「電力線搬送通信の地価部分での実施において懸念される地上部分への漏えいについては、トランスやフィルター等を用いることで防止することができると考えられる。」とあり、こうした代替措置の実現性について具体的に検討し回答されたい。					1325060	横浜市	交流特区	電力線の活用によるIT化促進	
電力線搬送通信に関する実証試験の実現	0405300	短波帯の周波数を主に利用している無線通信業務は、航空通信、海上通信、国際放送、アマチュア無線等であり、沖縄県のような島嶼部といえども、これらの無線通信業務の利用は多く、島嶼部故に影響が少ないとは言えないため、慎重な検討が必要である。 電力線搬送通信設備の実証実験については、現在、他の無線通信に影響を与えないで実施するための制度化を検討しており、平成15年度中に結論を得る。	電波の漏えいの影響を低減する措置を講ずることにより電力線通信を、特区において実現することについて具体的に検討し、回答されたい。 また、貴省の回答にある「制度化」の具体的内容、検討スケジュールを明らかにされたい。	電力線搬送通信設備の使用周波数帯を短波帯へ拡大することについては、学識経験者等から構成される研究会を開催し、その可能性について検討を行ってきた。その結果、電力線搬送通信設備や電力線の特性から電波が大きく放射されることがあり、航空通信や短波放送等の他の無線通信への影響が危惧されることから、現在の状況では周波数帯を拡大することは困難であること。電波の漏えいを大幅に低減する技術開発が必要であること等の報告を得た(2002年7月)。このため、当該報告を踏まえ、現時点では当該周波数帯の拡大は行わないこととした。 このように、現時点では、上記のような技術は確立されていないため、電力線をすべてシールドする以外に電力線からの電波の漏えいを大幅に低減することはできない。したがって、まずは技術開発を進めることが必要であり、現在、そのための実験を行うことが可能となるような制度化を検討しているところである。今後、他の通信に影響を与えずに実験を行うことが可能な条件について検討を行い、平成15年度中に結論を得る。	B-1						2107010	沖縄電力株式会社	電波特区	電力線搬送通信設備の高周波利用許可基準の緩和	
電波法における産業ラジコン用の使用周波数の増波	0405080	産業用ラジコンヘリの使用周波数については、利用実態や課題の調査を行い、2003年度中に結論を得た上で所要の措置を講ずる。	貴省の回答では、提案主体の要望に対し、具体的にどのように対応するか不明であり、この点について、特区での先行実施も併せて、具体的に検討し回答されたい。	提案元の酒田市からは、「同一地域で4波以上の周波数を使用するケースは考えにくい」旨回答を受けているところであり、4波を超える周波数の必要性は不明である。したがって、今後、具体的にどのような措置を講ずることが適当であるのか、その必要性も含め結論を得るため、利用実態や課題について調査を必要とするものである。	B-1						1363010	酒田市	産業用無人ヘリ使用周波数増波特区	電波法における産業ラジコン用の使用周波数の増波	
ロケット打ち上げ前に射場の整備工場に設置される無線局免許の不要化について	0405310	無線局免許は、当該無線局の無線設備や発射する電波に着目して、免許を付与しているものであり、個々の建物の遮蔽等の構造に着目し、その状況も把握した上で免許をしているものではなく、また提案内容の電波については微弱でないことは明らかであるが、措置は困難。 なお、人工衛星局等は、宇宙空間で使用するために、打ち上げ前に機能確認を行う必要があることを鑑み、打ち上げ前の人工衛星局等に付与している予備免許の段階であっても、打ち上げ予定の衛星が射場の整備工場において機能確認するために設置する地上設備との間で、異なる免許人(予定者)間においても通信が行えるよう措置するほか、地上支援装置との間の通信も含め、関係免許手続きの簡素化を図る。	人工衛星打上場という特殊性、海外で製造された人工衛星の打ち上げ負担の軽減等の観点から、特区として実現できないか、再度検討し、回答されたい。	人工衛星局等が宇宙空間で使用するために取得する免許の前段の過程における予備免許の際に、当該人工衛星局等を事前に地上でも利用することを前提に技術的な審査を行うことで、地上にある人工衛星等の機能確認を行う無線局との間で通信を行うことを可能とするものであり、これにより、これまで行っていた機能確認のための免許申請の行為が省略されることとなるため、要望の背景となった免許手続き事務の負担を大きく減少させることができ、提案における要求内容を満たしているものと理解。	C-1							2137030	宇宙開発事業団	宇宙開発特区	電波法に基づく無線局免許の対象外に見直し

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
実験局と実用局間の通信の緩和	0405330	宇宙開発事業団の実験局と民間の実用局間の異免許人間通信の緩和を要望されているが、ロケット打ち上げに関する無線局については、今後は宇宙開発事業団の実用局として免許する方針である。したがって、今後、実験局と実用局間の通信を行う必要はなく、実用局相互間の通信が可能となる方向。	貴省からの回答では、「今後、実験局と実用局間の通信を行う必要はなく、実用局相互間の通信が可能となる方向。」とあるが、具体的にいつ頃から適用されるものであるのか、また、これにより、提案主体の要望は満たされると解して良いか。	宇宙開発事業団、宇宙科学研究所及び航空宇宙技術研究所の宇宙3機関が統合する平成15年10月1日の独立行政法人宇宙航空研究開発機構の設立をもって現在の宇宙開発事業団が免許人としての実験局を実用局に変更する予定。また、平成15年10月以前については、全て実験局として免許していることから、実験局と実用局間の通信の必要性はなく、提案主体の要望は満たされている。なお、ロケット及び地上関連施設については、今後宇宙航空研究開発機構によって全て実用局として開設される予定。	E						2137040	宇宙開発事業団	宇宙開発特区	電波法に基づく異免許人間通信の許容
ロケット打ち上げ前に射場(屋外)における衛星機能確認を行う場合の無線通信の緩和	0405320	人工衛星局等は、宇宙空間で使用されることから、打ち上げ後にその運用状態と同様な環境で機能確認を行うだけでなく、事前の打ち上げ前においても、機能確認を行う必要があることを鑑み、打ち上げ前の人工衛星局等に付与している予備免許の段階であっても、打ち上げ予定の衛星が屋外で機能確認するために設置する地上設備との間で、異なる免許人(予定者)間においても通信が行えるよう措置することとし、関係免許手続きの簡素化を図る。	貴省の回答では、「関係免許手続きの簡素化を図る」とあるが、具体的な簡素化の内容を示されたい。また、回答にある「射場(屋外)における衛星機能確認を行う場合」の特例措置に加え、さらに特区として対応できないか、具体的に検討し回答されたい。	関係免許手続きの簡素化としては、人工衛星局等が宇宙空間で使用するために取得する免許の前段の過程における予備免許の際に、当該人工衛星局等を事前に地上でも利用することを前提に技術的な審査を行うことで、地上にある人工衛星等の機能確認を行う無線局との間で通信を行うことを可能とするものであり、これまで行っていた機能確認のための免許申請の行為が省略されることとなること。地上に設置された機能確認を行う無線局は、これまで、打ち上げる人工衛星ごとに、免許申請手続きを行っていたが、継続して開設する必要性を考慮し、これを明確にすることで長期間利用できるようにするものであること。以上の2点から、提案における要求内容を満たしているものと理解。	A						2137040	宇宙開発事業団	宇宙開発特区	電波法に基づく異免許人間通信の許容
構内無線局の構内に設置した無線設備(リーダー)の移動制限の範囲の拡大	0405100	左記のとおり、平成14年12月に特段の手続きなしに構内無線局の無線設備の移動、変更を実施できるよう告示を改正済。			D-1						1368060	東京都世田谷区	地域通貨(エコマネー)事業展開	「電波法施行規則」における構内でのリーダーに関する移動についての制限の緩和
	0405270	左記のとおり、平成14年12月に特段の手続きなしに構内無線局の無線設備の移動、変更を実施できるよう告示を改正済。また、博覧会会場等のオープンスペースであっても、その場所における他の無線局の使用に影響が出ないようにすることとして構内無線局を開設することは可能である。なお、一般の歩道等においては、読み取り対象ではないカードに電波を送信したり、近接地域に存在する無線LANに対して混信を与える可能性が高いため、電波出力の大きなリーダーを用いることは困難であると考えられる。									2096060	財団法人2005年日本国際博覧会協会	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し地域通貨(エコマネー)と連携させた前売り券発行事業	「電波法施行規則」における構内でのリーダーに関する移動についての制限の緩和及びオープンスペースでの使用の容認
構内無線局への周波数ホッピング方式の適用	0405090	構内無線局に周波数ホッピング方式を導入するための技術的条件について現在情報通信審議会において検討中(1月下旬答申予定)。その検討結果を基に省令等の改正を行う予定(平成15年度始めを目途)。	貴省の回答では、提案主体の要望に対し、具体的にどのように対応するか(どのように実現されるのか)不明であり、この点について、具体的に検討し回答されたい。	構内無線局に周波数ホッピング方式を導入するための技術的条件について、1月27日の情報通信審議会技術分科会より答申を得たところ。今後、電波監理審議会における省令改正の経路を経た後、平成15年度始めに制度化の見込み。	B-1						1368050	東京都世田谷区	地域通貨(エコマネー)事業展開	「無線設備規則」における構内無線局でのリーダーの周波数ホッピングの容認
	0405260	構内無線局に周波数ホッピング方式を導入するための技術的条件について現在情報通信審議会において検討中(1月下旬答申予定)。その検討結果を基に省令等の改正を行う予定(平成15年度始めを目途)。									2096050	財団法人2005年日本国際博覧会協会	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し地域通貨(エコマネー)と連携させた前売り券発行事業	「無線設備規則」における構内無線局でのリーダーの周波数ホッピングの容認
特定小電力RFIDの空中線利得の向上	0405280	左記のとおり、周波数ホッピング方式の導入により最大通信距離を数倍程度に伸ばすことが可能となっている。	提案内容では、空中の絶対利得が6デシベル以下とされる現行規定において、最大通信距離が15cm程度であるとしており、貴省の回答にあるように最大通信距離を数倍程度に伸ばすことが可能とする根拠を示されたい。	提案内容の「最大通信距離15cm程度」については、提案主体に確認したが明確な根拠は示されなかった。周波数ホッピング方式を用いた特定小電力システムの通信距離については、一例として情報通信審議会において検討されたケースでは、現状の3倍以上の約54cmとなる。ただし、RFIDの通信距離は、質問器(送信機)の性能のみでは判断できず、応答器(受信機)の性能や周囲の環境によって異なるため、一概に決定できるものではない。	E D-1						2096070	財団法人2005年日本国際博覧会協会	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し地域通貨(エコマネー)と連携させた前売り券発行事業	「無線設備規則」におけるリーダーアンテナ利得制限の緩和
	0405110	左記のとおり、周波数ホッピング方式の導入により最大通信距離を数倍程度に伸ばすことが可能となっている。	また、「数倍程度」とは、具体的にどの程度であるか、またそれが提案主体の要望を満たすものであるのか、具体的に検討し回答されたい。	通信距離について提案主体に確認した結果、具体的な距離を想定しているわけではないことから、補足資料を送付しており、先方に了解いただいている。							1368070	東京都世田谷区	地域通貨(エコマネー)事業展開	「無線設備規則」におけるリーダーに関するアンテナ利得制限の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の 分類	措置の 内容	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回 答	「措置 の分 類、 の見直し	「措置 の 内容、 の見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項 (事項名)	
	0405400	なし(実験局については、周波数割当表の規定にかかわらず、周波数を割り当てる事が可能である。)			D-4 C-1						2172020	個人	電波特区	周波数分配方式の緩和	
IP電話の電気通信番号の指定主体の拡大 IP電話の電気通信番号の指定対象の拡大 IP電話の総合品質に関する規制の緩和	0405210	特区内外から電話をかける利用者は、電気通信番号によって、通信の相手先やサービスの内容を認識するものであるとともに、相互接続されている電気通信ネットワーク全体で共通の基準に従って使用されることが確保されなければならない。 また、電気通信番号は有限の資源であるため、重複なく番号の割り当てを行い、利用者の公平な利用を確保する必要があることから、特区として対応不可。 電気通信番号は、電気通信役務を提供するために必要なものであり、電気通信番号の指定の対象は電気通信事業者であることから、特区として対応不可。 一般の電話端末からIP電話の電気通信番号でIP電話端末に電話をかけた場合に、特区外の一般電話端末からの発信者を含めた利用者が一定の品質が確保された適切なサービスを受けられる必要がある。 また、必要とされる品質は国際標準等においても、音声通話の品質として定義される最低の水準であり、利用者が電話として利用するための必要最低限の品質であるため、特区として対応不可。	都道府県が電話番号付与を行うことは、 具体的にどのような問題が生じるのか、また、総合品質基準はいかなる基準をもとに策定されたものであるか、具体的に示されたい。	「050」に続く4桁の事業者識別番号(以下CDEF)の割当てを都道府県が行うこととした場合、異なる都道府県で重複する番号が使用され、電話番号による接続ができないおそれがあることから、これまでどおり、国が一元的に行うことが適当である。 ただし、CDEFに続く加入者番号を都道府県又は事業者が付与することは可能である。 CDEFは、利用者にサービスを提供する電気通信事業者のネットワークを識別するために必要なものであることから、電気通信事業者以外の事業者に指定することは不適当である。 なお、CDEFに続く4桁の加入者番号については、個々の利用者により割り振られている。 一般加入電話から「050」を使ってかける電話については、音声電話として最低限の品質を満たすが、利用者保護の観点から必要と考える。 このため、利用者は、「050」の番号から一定の品質が確保されたIP電話であることを期待しているにもかかわらず、相手によっては品質が確保されない場合には、利用者に混乱を与えることとなる。 IP電話サービスを行う事業者の中に一定の品質を満たさないネットワークがあれば、相互接続した場合に、ネットワーク全体で品質が満足されない。 必要とする品質は、ITU-T(国際電気通信連合電気通信標準化部門)、ETSI(欧州電気通信標準化機構)及びTIA(米国電気通信工業会)が定めるIP電話等の音声品質基準のなかで最低水準の値であり、これを下回る品質では、殆どの利用者が音声電話として満足できないレベルのものである。								1459010	長野県	IP電話特区	IP電話番号の割り当てに際して、自治体等(NPO)へも割り当てを認める。 割り当て対象者として、電気通信事業者のみならず多様な事業者も認める。 割り当て際の通信品質基準の適用を緩和する。
	0405220	インターネットを経由する場合であっても、一定の品質が確保される場合にはIP電話の電気通信番号の指定を受けることができる。 一般の電話端末からIP電話の電気通信番号でIP電話端末に電話をかけた場合に、特区外の一般電話端末からの発信者を含めた利用者が一定の品質が確保された適切なサービスを受けられる必要がある。 また、必要とされる品質は国際標準等においても、音声通話の品質として定義される最低の水準であり、利用者が電話として利用するための必要最低限の品質であるため、特区として対応不可。	都道府県が電話番号付与を行うことは、 具体的にどのような問題が生じるのか、また、総合品質基準はいかなる基準をもとに策定されたものであるか、具体的に示されたい。	一般加入電話からIP電話に「050」を使ってかける電話については、音声電話として最低限の品質を満たすが、利用者保護の観点から必要と考える。 このため、利用者は、「050」の番号から一定の品質が確保されたIP電話であることを期待しているにもかかわらず、相手によっては品質が確保されない場合には、利用者に混乱を与えることとなる。 IP電話サービスを行う事業者の中に一定の品質を満たさないネットワークがあれば、相互接続した場合に、ネットワーク全体で品質が満足されない。 必要とする品質は、ITU-T(国際電気通信連合電気通信標準化部門)、ETSI(欧州電気通信標準化機構)及びTIA(米国電気通信工業会)が定めるIP電話等の音声品質基準のなかで最低水準の値であり、これを下回る品質では、殆どの利用者が音声電話として満足できないレベルのものである。							2004010	アイピートーク株式会社	インターネット電話用番号付与構想	「IP電話番号の申請に関するIP電話の総合品質に係わる規制の緩和」	
	0405230	インターネットを経由する場合であっても、一定の品質が確保される場合にはIP電話の電気通信番号の指定を受けることができる。 一般の電話端末からIP電話の電気通信番号でIP電話端末に電話をかけた場合に、特区外の一般電話端末からの発信者を含めた利用者が一定の品質が確保された適切なサービスを受けられる必要がある。 また、必要とされる品質は国際標準等においても、音声通話の品質として定義される最低の水準であり、利用者が電話として利用するための必要最低限の品質であるため、特区として対応不可。	都道府県が電話番号付与を行うことは、 具体的にどのような問題が生じるのか、また、総合品質基準はいかなる基準をもとに策定されたものであるか、具体的に示されたい。	一般加入電話からIP電話に「050」を使ってかける電話については、音声電話として最低限の品質を満たすが、利用者保護の観点から必要と考える。 このため、利用者は、「050」の番号から一定の品質が確保されたIP電話であることを期待しているにもかかわらず、相手によっては品質が確保されない場合には、利用者に混乱を与えることとなる。 IP電話サービスを行う事業者の中に一定の品質を満たさないネットワークがあれば、相互接続した場合に、ネットワーク全体で品質が満足されない。 必要とする品質は、ITU-T(国際電気通信連合電気通信標準化部門)、ETSI(欧州電気通信標準化機構)及びTIA(米国電気通信工業会)が定めるIP電話等の音声品質基準のなかで最低水準の値であり、これを下回る品質では、殆どの利用者が音声電話として満足できないレベルのものである。							2038010	マイクロソフトアジアリミテッド	インターネット電話電話番号割り振り構想	IP電話に電話番号を割り振る条件として一定の品質基準を定めている事業用電気設備規則大35条の6の適用除外	
	0405360	特区内外から電話をかける利用者は、電気通信番号によって、通信の相手先やサービスの内容を認識するものであるとともに、相互接続されている電気通信ネットワーク全体で共通の基準に従って使用されることが確保されなければならない。 また、電気通信番号は有限の資源であるため、重複なく番号の割り当てを行い、利用者の公平な利用を確保する必要があることから、特区として対応不可。	都道府県が電話番号付与を行うことは、 具体的にどのような問題が生じるのか、また、総合品質基準はいかなる基準をもとに策定されたものであるか、具体的に示されたい。	「050」に続く4桁の事業者識別番号(以下CDEF)の割当てを都道府県が行うこととした場合、異なる都道府県で重複する番号が使用され、電話番号による接続ができないおそれがあることから、これまでどおり、国が一元的に行うことが適当である。 ただし、CDEFに続く加入者番号を都道府県又は事業者が付与することは可能である。								2144010	株式会社ネオテニー	電話番号特区	電気通信番号の基準の緩和
	0405370	特区内外から電話をかける利用者は、電気通信番号によって、通信の相手先やサービスの内容を認識するものであるとともに、相互接続されている電気通信ネットワーク全体で共通の基準に従って使用されることが確保されなければならない。 また、電気通信番号は有限の資源であるため、重複なく番号の割り当てを行い、利用者の公平な利用を確保する必要があることから、特区として対応不可。	都道府県が電話番号付与を行うことは、 具体的にどのような問題が生じるのか、また、総合品質基準はいかなる基準をもとに策定されたものであるか、具体的に示されたい。	「050」に続く4桁の事業者識別番号(以下CDEF)の割当てを都道府県が行うこととした場合、異なる都道府県で重複する番号が使用され、電話番号による接続ができないおそれがあることから、これまでどおり、国が一元的に行うことが適当である。 ただし、CDEFに続く加入者番号を都道府県又は事業者が付与することは可能である。								2144020	株式会社ネオテニー	電話番号特区	電気通信番号の指定の申請義務の緩和
	0405380	一般の電話端末からIP電話の電気通信番号でIP電話端末に電話をかけた場合に、特区外の一般電話端末からの発信者を含めた利用者が一定の品質が確保された適切なサービスを受けられる必要がある。 また、必要とされる品質は国際標準等においても、音声通話の品質として定義される最低の水準であり、利用者が電話として利用するための必要最低限の品質であるため、特区として対応不可。	都道府県が電話番号付与を行うことは、 具体的にどのような問題が生じるのか、また、総合品質基準はいかなる基準をもとに策定されたものであるか、具体的に示されたい。	一般加入電話からIP電話に「050」を使ってかける電話については、音声電話として最低限の品質を満たすが、利用者保護の観点から必要と考える。 このため、利用者は、「050」の番号から一定の品質が確保されたIP電話であることを期待しているにもかかわらず、相手によっては品質が確保されない場合には、利用者に混乱を与えることとなる。 IP電話サービスを行う事業者の中に一定の品質を満たさないネットワークがあれば、相互接続した場合に、ネットワーク全体で品質が満足されない。 必要とする品質は、ITU-T(国際電気通信連合電気通信標準化部門)、ETSI(欧州電気通信標準化機構)及びTIA(米国電気通信工業会)が定めるIP電話等の音声品質基準のなかで最低水準の値であり、これを下回る品質では、殆どの利用者が音声電話として満足できないレベルのものである。								2144030	株式会社ネオテニー	電話番号特区	電気通信設備に関する総合品質の規制の緩和

提案主体から「デジタル通信であることから大幅なコスト削減が達成できるとともに、一定品質の低下が避けられない」という柔軟な電気通信役務であるべき。品質を規制すれば、柔軟性が失われる」等の意見が寄せられているが、これらについて具体的に検討し回答されたい。

「050」番号は電気通信番号規則に基づき加入電話からIP電話に向けた音声伝送役務に対して指定するものである。このようなIP電話については、固定電話等と比べ一定の品質低下が避けられないことを前提とした品質基準を設けているが、これは国際的にみて音声電話として最低限の品質レベルである。すなわち、固定電話等と比べ一定の品質低下を許容しつつも利用者が音声電話として混乱なく利用できるためには最低限の品質が求められるべきものである。

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置 の分類	措置 の内容	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回 答	「措置 の分類」の 見直し	「措置 の内容」の 見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項 (事項名)
第二種電気 通信事業者 に対する事 業の制限の 緩和	0405120	設備保有の有無に着目した事業区分(一種・二種)の廃止、一種事業の参入に係る許可制の廃止等を主要内容とする電気通信事業法の抜本的な改正案を、今通常国会に提出することとしており、改正法施行後は、電気通信事業者は、現行の一種事業に係る許可を受けることなく、空いている伝送路を借り受けて電気通信役務を提供することができるようになる。									1378070	東京都	東京湾岸地 域における 経済特区	第二種電気通信 事業者に対する 事業の制限の緩 和
	0405190	設備保有の有無に着目した事業区分(一種・二種)の廃止、一種事業の参入に係る許可制の廃止等を主要内容とする電気通信事業法の抜本的な改正案を、今通常国会に提出することとしており、改正法施行後は、電気通信事業者は、現行の一種事業に係る許可を受けることなく、無線LANを用いて電気通信役務を提供することができるようになる。			B-1						1424060	長野県	無線システ ム活用特区	電気通信事業者 の規模基準を緩 和する。
	0405240	設備保有の有無に着目した事業区分(一種・二種)の廃止、一種事業の参入に係る許可制の廃止等を主要内容とする電気通信事業法の抜本的な改正案を、今通常国会に提出することとしており、改正法施行後は、電気通信事業者は、現行の一種事業に係る許可を受けることなく、無線LANを用いて電気通信役務を提供することができるようになる。									2062010	槍岳観光株 式会社	無線LANに よる高速イ ンターネット 回線の設置	・山岳地域およ びその周辺地 域での第2種電 気通信事業者 による無線LAN の使用距離制 限の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置 の分類	措置 の内容	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回 答	「措置 の分 類」の 見直し	「措置 の 内容」の 見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項 (事項名)
銀行等による 直接投資が 可能になるよ うに株式保有 の制限の緩和	0406010	(公正取引委員会回答) 現行規定により、銀行等が、民法組合を通じて中小企業以外の企業 に対して投資することは可能である。	提案は、民法組合を通じて投資するもの ではなく、銀行等による直接投資が可能 となるようにしたいというものであり、特 区において実現できるよう、具体的に検 討し回答されたい。	(公正取引委員会回答) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定によって、 銀行等が民法第667条第1項に規定する組合契約で 会社に対する投資事業を営むことを約するものによ って成立する組合の組合員(非業務執行組合員)とな り、組合財産として株式を取得し、又は所有すること により、銀行等が中小企業以外の企業に対して直接投 資することは可能である。 なお、「民法組合を通じて中小企業以外の企業に対 して投資することは可能である」との回答について、 「民法組合を通じて」とは、民法組合の非業務執行組 合員となり、組合財産として取得し、又は保有するとい う趣旨である。これにより、銀行等が中小企業以外の 企業に対して直接投資することは可能であり、直接投 資した結果、当該企業の総株主の議決権の5%(保険 会社は10%)を超えて保有等したとしても独占禁止法 第11条の適用除外である。また、総株主の議決権の 5%(保険会社は10%)を超えなければ、銀行等が中 小企業以外の企業の株式数の5%(保険会社は 10%)を超えて直接投資することに制約はない。した がって、東京都の提案については現行の規定により 対応可能である。	D-1						1378090	東京都	東京湾岸地 域における 経済特区	銀行による株式 保有の制限の緩和
											1378100	東京都	東京湾岸地 域における 経済特区	保険会社による 株式保有の制限 の緩和
宝くじのはず れくじ及び特 定店舗の取 引のポイント 積算による一 般懸賞規制 の上限額の 引き上げ	0406020	(公正取引委員会回答) 本企画は、現行の景品規制の上限額を大きく上回るもの であって、消費者の射幸心を著しく煽り、適正な商品選択を歪める おそれ強いと考えられることから、公正な競争の確保の観点から すれば、特区の対象とすることは適当ではない。			C-1						2187010	個人	夢ポイント 情報基地	景品表示法第3 条の撤廃
著作物再販 価格維持制 度の実施期 間の短縮	0406030			(公正取引委員会回答) 著作物再販制度により、書籍等に関して、出版社等 が行う再販行為は独占禁止法の適用除外となってい るが、これは法律で出版社等に再販行為を行うことを 義務付けているものではない。したがって、出版者等 の自主的な判断により、時限再販(一定期間経過後に 非再販とすること)や部分再販(発売当初から非再販 とすること)等の弾力的な運用を行い得るものである。 公正取引委員会は、関係業界に対し、消費者利益 の向上が図られるよう、著作物再販制度の弾力運用 の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請 している。	D-1						1438010	長野県	ブック・CD ディスカウ ント特区	著作物再販価格 維持制度の実施 期間の短縮